

厚岸町議会 第1回定例会

平成26年3月6日
午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成26年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、佐々木議員、5番中川議員を指名いたします。
- 議長（音喜多議員） 日程第2、議案第12号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算から議案第21号 平成25年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上、10件を一括議題といたします。
本10件について職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。
- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第12号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算から議案第19号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。
初めに、議案第12号平成25年度厚岸町一般会計補正予算（5回目）の提案理由をご説明申し上げます。
議案書の1ページであります。
平成25年度厚岸町一般会計補正予算（5回目）。
平成25年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。
第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億5,530万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億5,678万5,000円とする。
第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
2ページから5ページにわたりますが、第1表、歳入歳出予算補正であります。
歳入では13款28項、歳出では12款34項にわたって、それぞれ6億5,530万7,000円の増額補正であります。
事項別によりご説明させていただきます。
12ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人2,505万1,000円の増。

2 目法人1,639万9,000円の増。

2 項1 目固定資産税523万1,000円の増。

3 項1 目軽自動車税33万3,000円の増。

4 項1 目たばこ税210万9,000円の増。

6 項1 目都市計画税50万3,000円の増。

町税全体では4,962万6,000円の増であり、それぞれ12月までの調定及び収納実績をもとに推計した見込額の計上であります。

8 款1 項1 目自動車取得税交付金299万5,000円の増。12月分交付までの実績による交付見込額の増であります。

11款1項1 目地方交付税 4 億4,560万6,000円の増。普通交付税、本年度確定額38億1,159万9,000円、全額の計上及び震災復興特別交付税 6 万2,000円であります。

13款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金 5 万円の減。2 節児童福祉費負担金82万7,000円の増。

2 目衛生費負担金、1 節保健衛生費負担金、53万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3 目農林水産業費負担金、1 節農業費負担金707万3,000円の減。道営草地整備改良事業負担金3,182万3,000円の減、同一般繰越分2,475万円の新規計上であります。

14款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、1 節総務管理使用料11万1,000円円の増。厚岸町情報ネットワーク使用料の増であります。

2 目民生使用料、1 節社会福祉使用料11万5,000円の減。2 節児童福祉使用料18万6,000円の増。

3 目衛生使用料、1 節保健衛生使用料 4 万円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおりであります。2 節環境政策使用料14万4,000円、新規計上。別寒辺牛湿原自然観察施設の占用料であります。

4 目農林水産業使用料、1 節農業使用料159万5,000円の増、主に牧場使用料の増であります。

2 節林業使用料 1 万1,000円の減、3 節水産業使用料 4 万1,000円の増。

5 目1 節商工使用料 1 万4,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

6 目土木使用料、1 節道路橋梁使用料19万円の増、2 節河川使用料9,000円の減、3 節住宅使用料219万3,000円の減。町営住宅の各団地ごとの収納見込みに伴う減であります。4 節公園使用料 5 万7,000円の増。

7 目教育使用料、3 節社会教育使用料 2 万4,000円の増。

4 節保健体育使用料 8 万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2 項手数料、1 目総務手数料、1 節総務管理手数料 5 万4,000円の減。2 節町税手数料 3 万8,000円の減。3 節戸籍住民登録手数料 3 万3,000円の増。

3 目衛生手数料、1 節保健衛生手数料6万4,000円の減。2 節環境政策手数料24万8,000円の増。

次ページ、4 目農林水産業手数料、1 節農業手数料4,000円の減。2 節水産業手数料 2

万円の増。

6目土木手数料、1節土木管理手数料3万1,000円の増、5節住宅手数料13万4,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3項1目1節証紙収入187万円の減。主にし尿処理証紙収入の減であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金55万4,000円の増。障害者自立支援給付費負担金が増であります。

2節児童福祉費負担金28万8,000円の減。2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金6万8,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金32万6,000円の減。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金84万9,000円の減。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金5万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金2,000円の増。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金918万8,000円の増。地域の元気臨時交付金（道路橋梁維持）423万5,000円は消防費補助金からの計上がえて、歳出の奔渡町護岸道路ほか整備事業への充当であります。社会資本整備総合交付金（道路橋梁維持・経済対策）910万円、国の経済対策補正予算に伴う計上であります。同除雪対策は交付決定額の減に伴うものであります。5節住宅費補助金3,941万円の増、社会資本整備総合交付金（住宅建設・経済対策）4,020万円、国の経済対策補正予算に伴う計上であります。6節防衛施設周辺整備事業補助金58万6,000円の減。それぞれ執行に伴う増減であります。

7目消防費国庫補助金、2節消防費補助金423万5,000円の減。

8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金11万2,000円の減、3節中学校費補助金22万4,000円の減。

次ページ、4節幼稚園費補助金9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

11目災害復旧費国庫補助金、2節農林水産業災害復旧費補助金9万8,000円の増。説明欄記載のとおり災害査定に伴う増減であります。

3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金6,000円の減。

2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金6万8,000円の増。

4目土木費委託金、1節河川費委託金、960万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金218万1,000円の減、2節児童福祉費負担金5万3,000円の減。

2目衛生費道負担金、1節保健衛生費負担金3万4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金210万4,000円の減。

2節児童福祉費補助金84万円の増。

3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金191万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金377万3,000円の増。説明欄強い農業づくり事業補助金382万6,000円は歳出の経営体育成支援事業の財源計上であります。2節

農業費交付金57万8,000円の増。3節林業費補助金463万4,000円の増。主に森林環境保全直接支援事業補助金交付見込み増に伴う計上であります。4節林業費交付金215万2,000円の減。5節水産業費補助金290万円の増。それぞれ交付見込みに伴う増減であります。

5目商工費道補助金、1節商工費補助金2万7,000円の減。

6目土木費道補助金、6節住宅費補助金30万円の減。

次ページ、7目消防費道補助金、1節消防費補助金109万5,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3項委託金、1目総務費委託金、4節選挙費委託金33万7,000円の減。

3目衛生費委託金、2節環境政策費委託金1万1,000円の減。

4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金9,000円の減。2節林業費委託金6万6,000円の増。

5目商工費委託金、1節商工費委託金、1万4,000円の減。

6目土木費委託金、3節住宅費委託金2,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入21万5,000円の減。

2目、1節利子及び配当金34万2,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2節その他不動産等売払収入503万6,000円の増、主に立木売払代465万4,000円の増であります。

2目、1節生産物売払収入436万6,000円の減、主にシイタケ菌床売払代572万1,000円の減。餌料藻類売払代111万5,000円の増であります。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金71万円の増。神奈川県小泉よし子様5万円、埼玉県東海林孝文様3万円、千葉県松田捷紘様3万円、東京都樋田恵一様30万円、千葉県樋田耕治様30万円であります。

3目民生費寄附金、2節児童福祉費寄附金2万円、匿名による寄附であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目1節町おこし基金繰入金1,000円の増。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金6,685万5,000円の増、平成24年度決算で確定した金額全額を計上するものであります。

21款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目1節延滞金12万5,000円の減。

2項預金利子、1目町預金利子、1節預金利子16万9,000円の増。

次ページ、3項貸付金元利収入、2目1節ウタリ住宅改良貸付金元利収入28万6,000円の増。

6目1節十勝沖地震災害援護資金貸付金収入1万3,000円の減。

4項受託事業収入、3目衛生費受託事業収入、1節保健衛生費受託事業収入35万1,000円の減。

5目土木費受託事業収入、1節住宅費受託事業収入2万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

6項、3目、3節雑入153万7,000円の増、次ページにわたり説明欄記載のとおりであります。

22款1項町債、本補正のうち説明欄括弧内に過疎特別分と表記があるのは、町議会の

可決承認をいただき、総務省に受理されております厚岸町過疎地域自立促進市町村計画による過疎地域自立促進特別事業分への過疎対策事業債について、総務省の同意予定を得たことから、今後の手続として起債発行の協議書を北海道に提出することになり、前年度と同様に同計画に基づき、総額1億1,060万円を補正計上するものであります。このほか、説明欄記載の充当事業分の増減であります。

2目民生債、1節社会福祉債4,540万円の増。2節児童福祉債460万円の増。

3目衛生債、1節保健衛生債430万円の増。2節環境政策債270万円の増。

4目農林水産業債、1節農業債520万円の減。2節林業債1,760万円の減。

5目、1節商工債4,670万円の増。

6目土木債、2節道路橋梁債320万円の増。6節住宅債4,020万円の増。

7目、1節消防債6,590万円の減。消防救急デジタル無線整備事業債について、北海道内市町村分の発行枠の超過から、町の一般会計計上の過疎対策事業債から釧路東部消防組合の一般会計計上の緊急防災減災事業債に同意予定が振りかわったことによる調整減であります。

8目教育債、1節教育総務債510万円の増。5節社会教育債180万円の増。

9目災害復旧債、2節農林水産業施設災害復旧債660万円の減。3節公共土木施設災害復旧債87万円の増。

次ページ、5節その他公共施設災害復旧債157万円の減。

以上で歳入の説明を終わります。

28ページ、歳出であります。

1款1項1目議会費2万3,000円の増。内容は説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費16万5,000円の減。次ページ、3目職員厚生費86万5,000円の減。主に人事給与管理、共済費55万円の減、その他説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

4目情報化推進費328万6,000円の増。

次ページ、総合行政情報システム51万6,000円の増、システム機器の修繕料及びネットワーク切りかえに伴う通信料の増であります。厚岸情報ネットワーク90万9,000円の増。主に光ケーブル破損に伴う修繕料の増であります。厚岸情報ネットワーク設備整備事業251万円の増、主にIT告知情報端末等新規設置の追加計上であります。厚岸情報ネットワーク多重化整備事業65万4,000円の減、執行に伴う減であります。

5目交通安全防犯費3万9,000円の減。

次ページ、6目行政管理費13万6,000円の減。

7目文書広報費15万4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行に伴う調整減であります。

8目財政管理費6億2,189万8,000円の増。財政管理、北海道市町村備荒資金組合超過納付金4億円、前年度と同様に、積立基金に準じて超過納付をするものであります。これにより超過納付金の納付合計は12億円となります。

次ページ、財政調整基金10万円の増、年度末残高は5億5,776万7,000円であります。

減債基金1億円の増。年度末残高は6億1,809万6,000円であります。

地域づくり推進基金 1 億2,215万円の増、年度末残高は 2 億5,682万円であります。この三つの積立基金合計で本年度取り崩し額は 3 億8,800万円でありましたが、積み戻し額は 4 億7,255万円で、年度末残高は前年度末よりも8,455万円の増となります。

10目企画費 2 万2,000円の減。

11目財産管理費 7 万円の増。

次ページ、12目車両管理費 3 万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。1

2 項徴税費、1 目賦課納税費52万2,000円の減。

次ページ。

3 項 1 目戸籍住民登録費 9 万8,000円の減。

次ページ、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費10万6,000円の減。

6 目参議院議員選挙費32万8,000円の減。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費4,000円の減。

6 項 1 目監査委員費9,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費679万9,000円の減。次ページにわたりますが、国民健康保険特別会計繰出金532万1,000円の減のほか、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2 目心身障害者福祉費 6 万2,000円の増。次ページ、障害者（児）介護訓練等給付122万5,000円の増のほか、52ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3 目心身障害者特別対策費406万9,000円の減。重度心身障害者医療費の減であります。

4 目老人福祉費325万4,000円の減。次ページにわたり主に福祉バス運行61万6,000円の増、介護保険特別会計繰出金351万4,000円の減、介護サービス事業特別会計繰出金16万2,000円の減、このほか説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

5 目後期高齢者医療費35万8,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金の減であります。

6 目国民年金費 9 万6,000円の減。

7 目自治振興費 6 万7,000円の減。次ページにわたり、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

8 目社会福祉施設費34万6,000円の増、次ページにわたり、コミュニティセンター集会所、生活館の燃料費、光熱水費の増のほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 5 万6,000円の減。次ページ、2 目児童措置費、40万円の減。

3 目ひとり親福祉費70万6,000円の減。

4 目児童福祉施設費41万3,000円の減。

64ページ。

5 目児童館運営費 3 万2,000円の増。

次ページにわたり、各目それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整でありま

す。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費13万2,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 目健康づくり費443万7,000円の減。主に次ページ、予防接種102万1,000円の減、接がん予防保健171万4,000円の減ほか、72ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3 目墓地火葬場費22万3,000円の増、主に斎場21万8,000円の増、執行状況を勘案しての計上増のほか説明欄記載のとおりであります。

4 目水道費157万4,000円の減、次ページに一わたり、簡易水道事業特別会計繰出金の減のほか、水道事業への出資金は計上から投資に事務事業の振りかえであります。

5 目病院費7,043万7,000円の増、病院事業会計負担金及び収支不足を補填する補助金の増で、補正後額4億9,511万1,000円となるものであります。この補助金執行に当たりましては、前年度と同様病院事業会計において収益的収支及び資本的収支が保たれる総額不足額を精査した上で、補助金申請が一般会計に提出され、補助金を支出することといたします。

6 目乳幼児医療費375万3,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 項環境政策費、1 目環境対策費838万8,000円の増。主に次ページ、環境保全基金積立金840万円の増であります。資源ごみの売払代を積み立てる厚岸町緑の循環構想に基づく積み立てであります。このほか説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 目水鳥観測館運営費13万6,000円の減。

3 目廃棄物対策費35万6,000円の減。廃棄物対策一般23万7,000円の減のほか、次ページにわたり、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

4 目ごみ処理費174万3,000円の増、主にごみ処理場管理201万5,000円の増。施設の光熱水費、電気料の増のほか、次ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

5 目し尿処理費43万5,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費18万3,000円の減。

次ページにわたり、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 目農業振興費378万1,000円の増。主に次ページ、経営体育成支援事業382万6,000円、新規計上であります。昨年9月の台風18号被害を受けた営農施設を復旧する酪農家に対して、復旧費の30%を上限に国の助成が決定したことから、町の予算を経由して交付するための計上であります。このほか説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3 目畜産業費1万3,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

4 目農道費267万円の減。次ページにわたり、主に道営別寒辺牛地区道路整備事業443万3,000円を減じ、その下段、同事業の一般繰越177万8,000円に一部振りかえ、平成26年度に繰越執行するものであります。

5 目農地費951万1,000円の減、主に道営厚岸東部地区草地整備事業1,075万円を減じ、

その下段、道事業の一般繰越950万円に一部振りかえし、平成26年度に繰越執行するものであります。

同じく道営尾幌第2地区草地整備事業2,106万3,000円を減じ、このうち1,525万円をその下段、同事業一般繰越に振りかえて、平成26年度に繰越執行するものであります。このほか次ページにわたり、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

6目牧野管理費453万4,000円の増。次ページにわたり、主に町営牧場の飼料などを購入する消耗品費、機械の燃料費、修繕料の増であります。このほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

7目農業施設費28万7,000円の減。

次ページ、8目農業水道費17万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

9目堆肥センター費79万円の増。次ページにわたり、主に堆肥化するとき使用する発酵促進剤と水分調整剤の使用見込みによる計上であります。

2項林業費、1目林業総務費25万5,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調査であります。

2目林業振興費1,541万円の減。次ページにわたり、道営林道サンヌシ線整備事業は事業費の変更によるもので、そのほかの事業は執行による減であります。

3目造林事業費81万円の減。

4目林業施設費3万8,000円の減。

次ページ、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

次ページ、5目特養林産振興費154万5,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3項水産業費、1目水産業総務費4万8,000円の減。

2目水産振興費4万9,000円の増。次ページの最後、省エネ冷凍設備導入事業280万円の増は、厚岸漁業協同組合が事業主体で実施する事業に北海道釧路総合振興局から地域づくり総合交付金の追加内示により計上するものであります。このほか説明欄記載のとおり事業費確定に伴う調整であります。

3目漁港管理費9,000円の増。

次ページ、5目養殖事業費100万4,000円の増。主にカキ種苗生産92万7,000円の増、設備の部品調達費の追加計上であります。

6目水産施設費3万7,000円の減。次ページにわたり、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整増減であります。

6款1項商工費、1目商工総務費8万1,000円の減。

次ページ。

2目商工振興費38万2,000円の減。

3目食文化振興費65万7,000円の減。

次ページ、4目観光振興費83万5,000円の減。

次ページ、5目観光施設費49万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、増減なし。財源内訳補正であります。

2 目土木車両管理費252万4,000円の増。次ページにわたり、主に土木車両の燃料費、修繕料の増であります。

3 目土木用地費2,000円の減。

4 目地籍調査費49万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費1,491万7,000円の増。主に次ページ、道路照明管理86万円の増、光熱水費、電気料の増であります。

橋梁長寿命化修繕事業（経済対策）1,403万6,000円、新規計上であります。厚岸駅構内人道跨線橋の長寿命化修繕が国の補正予算における経済対策の事業に採択されたことによる計上で、平成26年度で繰越執行するものであります。

2 目道路新設改良費236万円の減。次ページわたり各事業説明欄記載のとおり執行に伴う調整であります。

3 目除雪対策費、増減なし。財源内訳は補正であります。

3 項河川費、1 目河川総務費1,127万6,000円の減。次ページにわたり説明欄記載のとおり各事業費の執行見込みに伴う減であります。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費 5 万5,000円の減。
次ページ。

3 目下水道費54万8,000円の増、下水道事業特別会計繰出金の増であります。

5 項公園費、1 目公園管理費16万7,000円の減。

6 項住宅費、1 目建築総務費157万9,000円の減。

2 目住宅管理費128万2,000円の減。

次ページにわたり、説明欄記載のとおり各事業費の執行見込みに伴う減であります。

3 目住宅建設費8,040万円の増、町営住宅建設事業（経済対策）新規計上であります。松葉4丁目に1棟4戸、1戸当たり約71.58平方メートルの予定であります。国の補正予算における経済対策の事業に採択されたことによる計上で、平成26年度に繰越執行するものであります。

8 款 1 項消防費、1 目常備消防費6,668万7,000円の減。釧路東部消防組合68万6,000円の減、次ページ、消防救急デジタル無線整備事業、釧路東部消防組合6,600万1,000円の減、歳入でご説明したとおり、財源である起債の組みかえによる減であります。

2 目災害対策費 1 万1,000円円の増。次ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費4,000円の減。

2 目事務局費17万8,000円の減。

3 目教育振興費41万1,000円の減。

次ページ、4 目教員住宅費2,000円の減。それぞれ執行見込みに伴う増減であります。

6 目スクールバス管理費242万7,000円の増。スクールバス運行委託料247万6,000円の増。スクールバスを学校行事などで運行した委託料が増であります。

次ページ、スクールバス運行47万2,000円の増、燃料費、修繕料が施行見込みにより増であります。

2 項小学校費、1 目学校運営費163万7,000円の増。134ページにわたり、各小学校の執

行見込みに伴い、特に光熱水費、電気料が増であります。

2 目学校管理費12万7,000円の減。

3 目教育振興費67万2,000円の減。執

次ページにわたり、それぞれ執行見込みに伴う調整であります。

3 項中学校費、1 目学校運営費159万8,000円の減。次ページにわたり厚岸中学校が236万4,000円の減のほか、各中学校執行見込みに伴う増減であります。

2 目学校管理費18万6,000円の増。次ページ、修繕料58万8,000円は新年度で入学予定の特別支援学級生徒用トイレの改修費の計上であります。

3 目教育振興費41万3,000円の減。

次ページ。

4 項1 目幼稚園費、6 万4,000円の減。それぞれ執行見込みに伴う増減であります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費20万4,000円の減。

次ページ。

2 目生涯学習推進費17万3,000円の減。

3 目公民館運営費13万2,000円の増。

次ページ。

4 目文化財保護費 9 万5,000円の減。

5 目博物館運営費15万4,000円の増。

次ページ。

6 目情報館運営費49万1,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

次ページ。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費40万7,000円の減。

次ページ、2 目社会体育費100万円の減。

156ページ、3 目温水プール運営費36万4,000円の増。

4 目学校給食費 1 万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

次ページ、10款災害復旧費、2 項農林水産業施設災害復旧費、2 目農業施設災害復旧費710万1,000円の減、補助災害の査定に基づく事業費の調整増減であります。

3 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費90万1,000円の増、事業執行による調整のほか、町道災害復旧事業一般繰越213万2,000円は、次ページにわたり本年度未復旧の山間部の町道のり面の復旧事業を北海道財務局の単独災害の査定により、新年度に繰越執行するものであります。

4 項文教施設災害復旧費、2 目社会福祉災害復旧、増減なし。財源内訳は補正であります。

5 項その他公共施設災害復旧費、2 目社会福祉災害復旧費73万5,000円の減。

5 目観光施設災害復旧費 3 万4,000円の減、10目その他施設災害復旧費77万8,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり執行に伴う減であります。

11款1 項公債費、1 目元金、財源内訳補正。

2 目利子400万6,000円の減。一時借入金利子、執行見込みによる減であります。

次ページ、12款1項1目給与費117万4,000円の減。執行見込みによる調整であります。
以上で、歳出の説明を終わります。

11ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費であります。

歳出でご説明いたしましたとおり、6つの事業について合計1億2,309万6,000円を国庫補助金及び町債を国の繰り越し承認を受けて翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費の設定を行うものであります。

事業名の後ろに経済対策とあるのは、国の第1号補正に伴う事業、一般繰越とあるのは通常の繰越分の事業であります。

再び1ページへお戻り願います。

第3表、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

7ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正。

変更であります。

既に、債務負担行為を設定しております4件の事項について、期間及び限度額を記載のとおり変更するものであります。

下段に調書がありますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第4条、地方債の補正であります。

地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

8ページをお開きください。

追加であります。

公共事業等、限度額490万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、変更であります。

公営住宅建設事業4,020万円の増。

辺地対策事業420万円の減。

過疎対策事業3,300万円の増。

草地開発事業250万円の減。

公有林整備事業610万円の減。

災害復旧事業730万円の減。

それぞれ記載の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

9ページをごらんください。

地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄、平成24年度末現在高109億379万円、平成25年度中起債見込み額7億1,790万円。補正後の平成25年度末現在高見込額は

106億7,671万4,000円となるものであります。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

次に、議案第13号であります。

議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）。

平成25年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,421万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,294万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入では、8款9項、歳出では7款14項にわたって、それぞれ1,421万2,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1,390万7,000円の増。

2目退職被保険者等国民健康保険税125万7,000円の増であります。

それぞれ12月までの調定及び収納実績をもとに、推計見込みによる増であります。

3款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節保健事業費負担金7万5,000円の減。インフルエンザ予防接種者の見込み減によるものであります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分810万6,000円の減。一般被保険者の医療費の見込みの減額に伴う減であります。2節過年度分1,000円の減。

3目、1節特定健康審査等負担金6,000円の減。

5款、1項、1目療養給付費等交付金、1節現年度分909万2,000円の増。退職者医療分の増であります。

7款道支出金、1項道負担金、2目1節特定健康診査等負担金6,000円の減。

2項道補助金、2目1節財政調整交付金800万円の減、療養給付費分の減であります。

9款、1項共同事業交付金、1目1節高額医療費共同事業交付金284万8,000円の減。

2目1節保険財政共同安定化事業交付金1,422万3,000円の減、それぞれ国保連合会からの通知額の減額による減であります。

10款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金532万1,000円の減。

12款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、1節賠償金49万9,000円の減。

3目一般被保険者返納金、1節返納金59万7,000円の増。

次ページ、5目、1節雑入2万円の増。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費160万1,000円の増。主に国民健康一般の国民健康保険等管理システム改修委託料につきまして、法定権限の見直しなどによるシステム改修が90万3,000円、及び調整交付金等の申請に使用する国保ラインシステムがサポート終了になることから、新バージョンに更新する経費78万4,000円の計上であります。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費 8 万7,000円の減。

3 項、1 目運営協議会費 6 万5,000円の減。

5 項、1 目特別対策事業費 6 万6,000円の増。

それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整増減であります。

次ページ。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費1,860万8,000円の減。

2 目退職被保険者等療養給付費1,499万3,000円の増。

3 目一般被保険者療養費87万2,000円の減。

4 目退職被保険者等療養費 6 万6,000円の増。

それぞれ医療費見込みによる調整増減であります。

5 目審査支払手数料16万7,000円の減。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費485万2,000円の増。

次ページ。

2 目退職被保険者等高額療養費22万4,000円の増。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費10万円の減。

それぞれ高額療養費見込みの調整増減であります。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費、増減なし、財源内訳補正であります。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金297万6,000円の減。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費 5 万円の増。それぞれ執行見込みによる調整増減であります。

3 款、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金、増減なし。

次ページ、6 款、1 項、1 目介護納付金、増減なし、それぞれ財源内訳補正であります。

7 款、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金591万6,000円の減。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金650万6,000円の減。

それぞれ国保連合会からの通知額の確定に伴う減であります。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費106万1,000円の減。主に特定健康診査受診見込み、保健指導料見込み減によるものであります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費20万6,000円の減。

次ページにわたり、主にインフルエンザ予防接種者の減によるものであります。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目一般被保険者保険税還付金50万円の増。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号であります。

議案書の1 ページであります。

平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（4 回目）。

平成25年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ259万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,128万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、5款6項、歳出では5款5項にわたり、それぞれ259万4,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

歳入であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料39万1,000円の減、説明欄記載のとおり収納見込みによる減であります。

2項手数料、1目水道手数料、1節給水工事手数料9,000円の増。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害復旧費国庫補助金、1節簡易水道施設災害復旧費補助金74万3,000円の増。災害査定による補助率嵩上げによる増であります。

4款道支出金、1項道補助金、1目水道費道補助金、1節水道事業費補助金111万9,000円、片無去及び太田浄水場取水場の整備事業への地域づくり総合交付金の増であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金157万4,000円の減。

7款1項町債、2目災害復旧債、1節簡易水道施設災害復旧債250万円の減。国庫補助金の増額による減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

7ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費23万3,000円の増。執行見込みに伴う調整増減であります。

2款水道費、1項1目水道事業費59万4,000円の増、次ページにわたり説明欄記載のとおりであります。主に簡易水道施設が設備修繕料及び上水場の土砂除去委託料が増であります。

3款災害普及費、1項、1目簡易水道施設災害復旧費342万1,000円の減、説明欄記載のとおり災害査定及び執行に伴う減であります。

4款、1項公債費、1目元金、増減なし。

2目利子、増減なし。

5款、1項、1目予備費、増減なし。それぞれ財源内訳補正であります。

1ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開きください。

災害復旧事業250万円の減。それぞれ起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

下段の地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、平成24年度末現在高988万2,000円、平成25年度中起債見込額1,430万円、補正後の平成25年度末現在高見込額は2,237万1,000円となるものであります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号であります。

議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（2回目）。

平成25年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,992万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,941万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、6款6項、歳出では2款3項にわたり、それぞれ1,992万7,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

歳入であります。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目、1節下水道負担金118万2,000円の増。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目、1節下水道使用料183万1,000円の減。それぞれ収納見込みによる調整増減であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、1節下水道事業費補助金1,000万円の増。国の第1号補正予算による配分が内定したことによる計上であります。

5款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金54万8,000円の増。

6款諸収入、2項、1目、1節雑入2万8,000円の増。

7款、1項町債、1目下水道債、1節下水道事業債1,000万円の増。国の第1号補正予算による経済対策分の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

9ページをお開き願います。

歳出であります。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般化管理費9,000円の増。主に下水道事務電算処理10万2,000円は水道料金等受益者負担金システムの更新に伴う3月分のシステム借上料の計上であります。

2目管渠管理費26万6,000円の増。

3目処理場管理費4万4,000円の増。

4目普及促進費20万円の減。

次ページにわたり執行見込みによる調整増減であります。

2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費1,980万8,000円の増、国の経済対策事業として公共下水道事業補助経済対策2,000万円の計上のほか、執行見込みによる調整増減であります。

3 款、1 項公債費、1 目元金、増減なし、財源内訳補正であります。

以上で歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

3 ページをお開きください。

第2表、繰越明許費。

表に記載の事業について、限度額は2,000万円であります。国庫補助金及び町債を国の繰越承認を受けて翌年度に繰り越して執行するための繰越明許費の設定を行うものであります。

再び1 ページへお戻りください。

第3条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

4 ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正。

変更であります。

既に、債務負担行為を設定しております2件の事項について、期間及び限度額を記載のとおり変更するものであります。

下段に調書がありますので、ご参照願います。

再び1 ページへお戻り願います。

第4条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

5 ページをお開きください。

第4表、地方債補正。

変更であります。

公共下水道事業、限度額1,000万円の増、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

下段の地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、平成24年度末現在高42億9,328万8,000円、平成25年度中起債見込額1億6,910万円、補正後の平成25年度末現在高見込額は41億8,958万8,000円となるものであります。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号であります。

議案書の1 ページであります。

平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（4回目）。

平成25年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,351万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,342万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから3ページ、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では7款11項、歳出では4款10項にわたり、それぞれ2,351万8,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目1節地域支援事業負担金5万円の増。配食サービス事業負担金の増であります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目1節介護給付費負担金429万円の減、負担金確定に伴う減であります。

2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金600万2,000円の減。各サービス給付費の見込額をもとに、交付率を5ポイント減、見込みとしたことによる減であります。

5目1節介護保険事業費補助金、新規計上。介護報酬改定に伴うシステム改修費の2分の1が補助されるものであります。

2目1節地域支援事業交付金28万円の減。説明欄記載のとおりであります。

4款、1項支払基金交付金、1目1節介護給付費交付金1,286万9,000円の減。主に居宅介護サービス及び施設介護サービス給付分の減であります。

2目1節地域支援事業支援交付金6万4,000円の減。

5款道支出金、1項道負担金、1目1節介護給付費負担金1,357万4,000円の減。負担金確定に伴う減であります。

2項道補助金、3目1節地域支援事業交付金14万円の減、説明欄記載のとおりであります。

3項委託金、1目総務費委託金、1節介護状態等審査判定委託金8,000円の増。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金1万6,000円の増。

7款繰入金、1項、1目1節一般会計繰入金351万4,000円の減。

2項基金繰入金、1目1節介護給付費準備基金繰入金、1,683万3,000円、新規計上。介護給付費の財源不足を補填するための繰り入れであります。

9款諸収入、2項3目1節雑入11万7,000円の減、認定審査会共同設置負担金の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費93万8,000円の増。主に介護保険事務電

算処理85万1,000円の増、介護保険システム修正委託料の計上であります。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費20万1,000円の減。

3 項 1 目介護認定審査会費32万3,000円の減。

2 目認定調査等費21万6,000円の減。

次ページ。

6 項、1 目地域密着型サービス運営委員会費 1 万4,000円の減。

それぞれ執行見込みによる調整であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費817万6,000
円の増。

2 目施設介護サービス給付費3,076万3,000円の減。

3 目居宅介護福祉用具購入費30万6,000円の減。

4 目居宅介護住宅改修費43万2,000円の増。

次ページ。

5 目居宅介護サービス計画費141万2,000円の増。

6 目審査支払手数料 4 万円の増。

2 項、1 目高額介護サービス費111万1,000円の増。

4 項 1 目特定入所者介護サービス費265万9,000円の減。

それぞれサービス料の見込みに伴う調整増減であります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、3 目一次予防事業費 4 万8,000円の減。

4 目二次予防事業費、17万円の減。

次ページ。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費 2 万9,000円の減。

2 目任意事業費91万5,000円の減。それぞれ執行見込みに伴う調整であります。

5 款、1 項、1 目介護給付費準備基金費 1 万7,000円の増。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号であります。

議案書の 1 ページであります。

平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（4 回目）。

平成25年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ47万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億6,354 万4,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 3 款 6 項、歳入では 1 款 2 項にわたって、それぞれ47万4,000円の減額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入、3 節短期入所生活介護費収入87万9,000円の減。5 節介護認定基本基本調査費収入1 万4,000円の減。

2 目1 節施設介護サービス費収入201万5,000円の増。

2 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス費収入、2 節居宅支援サービス計画費収入12万4,000円の増。

3 項、1 目、1 節自己負担金収入168万9,000円の減。

5 項、自立支援給付費収入、1 目1 節障害者短期入所介護給付費収入16万5,000円の減。それぞれサービス見込みに伴う調整増減であります。

8 款繰入金、1 項、1 目、1 節一般会計繰入金16万2,000円の減であります。

9 款諸収入、1 項、1 目2 節雑入29万6,000円の増。主に生きがい活動支援通所事業34万6,000円の増のほか、説明欄記載のとおりであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費52万9,000円の増。

次ページ。

3 目訪問入浴介護サービス事業費23万3,000円の減。

4 目短期入所生活介護サービス事業費46万6,000円の減。

7 目包括的支援事業費4 万1,000円の減。

8 目障害者介護給付事業費17万9,000の減。

2 項施設介護サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費8 万4,000円の減。

次ページにわたり、それぞれ執行見込みによる調整増減であります。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号であります。

議案書の1 ページであります。

平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（3 回目）。

平成25年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1 条、第1 項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1 億1,916万1,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3 款4 項、歳出では3 款3 項にわたってそれぞれ14万4,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、1 節現年度分319万8,000円の減。

2 目普通徴収保険料、1 節現年度分336万2,000円の増。2 節滞納繰越分26万2,000円の増。それぞれ収納見込みによる調整増減であります。

3 款繰入金、1 項、1 目、1 節一般会計繰入金35万8,000円の減。

5 款諸収入、3 項、3 目、1 節雑入 6 万9,000円、新規計上であります。高齢者医療制度円滑運営臨時交付金、高額介護合算療養費の事務経費に対する交付金であります。

4 項償還金及び還付金、1 目 1 節保険料還付金 4 万2,000円の減。

2 目 1 節還付加算金 4 万9,000円の増。それぞれ決算見込みによる調整増減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費10万6,000円の減。執行見込みに伴う調整であります。

2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金24万3,000円の増。保険料収入増による納付金の増であります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目保険料還付金7,000円の増。執行見込みに伴う増であります。

以上で議案18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号であります。

議案書の 1 ページであります。

平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（3 回目）。

平成25年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ202万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,809万6,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 2 款 3 項、歳出では 1 款 1 項にわたって、それぞれ202万6,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目、1 節施設介護サービス費収入100万4,000円の減。

2 項、1 目、1 節自己負担金収入99万8,000円の減。

9 款諸収入、1 項、1 目 1 節雑入 2 万 4,000 円の減、それぞれ説明欄記載のとおり決算見込みによる調整であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費 202 万 6,000 円の減、病院事業運営管理共通経費負担金 43 万円の増のほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う調整であります。

以上をもちまして、議案第 12 号 平成 25 年度厚岸町一般会計補正予算から議案第 19 号 平成 25 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、議案第 20 号 平成 25 年度厚岸町水道事業会計補正予算（5 回目）の内容について説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第 1 条、総則。

平成 25 年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量の補正でございます。

年間総配水量は 1,072 m³ の減少で、122 万 731 m³、1 日平均給水量は 3 m³ の減少で、3,344 m³ であります。

主な建設改良事業について、配水管布設替等事業 19 万 9,000 円減額し 1,044 万 8,000 円に、機器等更新事業を 6 万 6,000 円減額し 267 万 7,000 円に、設備改修事業を 10 万 5,000 円減額し 2,196 万 6,000 円に、メーター設備事業を 86 万 9,000 円増額し 4,560 万 2,000 円とするものでございます。

第 3 条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1 款水道事業収益を 106 万 3,000 円減額し、2 億 5,412 万 1,000 円とするものでございます。

1 項営業収益は 113 万 6,000 円の減額。

2 項営業外収益は 7 万 3,000 円の増額でございます。

支出につきましては、1 款水道事業費用を 17 万 8,000 円増額し、2 億 3,936 万 7,000 円とするものでございます。

1 項営業費用は 17 万 8,000 円の増額でございます。

2 項営業外費用は 6 万 2,000 円の減額でございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。

6 ページをお開き願います。

初めに、収益的収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益は、116 万 1,000 円の減額であります。

水道使用料の家事用で50万7,000円の減、業務用で65万6,000円の減が主な内容であります。

2目受託工事収益は2万5,000円の増額、給水工事の設計審査及び工事検査手数料の増額でございます。

2項営業外収益、3目消費税及び地方消費税還付金7万3,000円の増。給水収益の減と建設改良事業の増に伴う消費税及び地方消費税還付金の増でございます。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費は2,000の減、計数整理による施設管理委託料の減であります。

4目総係費は18万円の増、検針・収納委託料の減と水道料金システムなどの更新に伴う賃借料22万1,000円の増が主な内容であります。

1ページへお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

2ページをお開き願います。

収入では、1款資本的収入を38万4,000円減額し、1億5,892万7,000円とするものであります。

1項企業債は60万円の減額。

2項国庫補助金は57万8,000円の増額。

6項補償金は36万2,000の減額でございます。

支出では、1款資本的支出を59万3,000円増額し、2億9,033万1,000円とするものでございます。

1項建設改良費が42万5,000円の増額。

3項補助金・返還金を16万8,000円計上するものでございます。

資本的収入及び支出の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

1款資本的収入、1項、1目企業債は60万円の減額。事業費確定による借入額の減額であります。

2項1目国庫補助金は、57万8,000円の増額。災害査定により事業費が確定したことによる補助金の増額でございます。

6項、1目補償金は36万2,000円の減額。事業費及び補償内容確定による減であります。

次に、資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項、1目建設改良費は37万円の減額。事業費確定による各事業の減額であります。

2目総係費は7万4,000円の減額。各節計数整理による減でございます。

3目メーター設備費は、86万9,000円の増額。新設メーター器の台数増による増額であります。

3項、1目国庫補助金・返還金は16万8,000円の計上であります。平成24年度に実施した宮園配水池改築更新事業で受けた国庫補助金に含まれる消費税分を、事業収入等に対する補助金収入などの特定収入の割合が確定したことにより返還するものであります。

ここでまた、1 ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,140万4,000円について、過年度分損益勘定留保資金738万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億833万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額860万5,000円、建設改良積立金690万6,000円、資本剰余金処分別16万8,000円で補填するものでございます。

2 ページをお開き願います。

第5条、企業債の補正であります。

企業債の予定額を60万円減額し、1億2,470万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

3 ページと4 ページは補正予算実施計画、5 ページは補正資金計画、飛んで8 ページと9 ページは予定貸借対照表でございます。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算（5回目）の内容であります。

ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第21号 平成25年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）について、その内容をご説明をいたします。

議案書1 ページです。

初めに、第1条総則です。

平成25年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

1、業務の予定量の補正であります。

(1)患者数では、年間延患者数、入院患者では730人を減じて1万2,775人に、外来患者では1,715人を減じて4万9,735人とするもので、合わせて合計6万2,510人となることです。

次に、1日平均患者数、入院患者では2人減の35人に、外来患者では7人減の203人とし、合計では238人の計上となることです。

2 ページをお開きください。

次に、第3条収益的収入及び支出の補正です。内容につきましては、予算説明書により説明いたします。

6 ページをお開きください。

初めに、収益的収入であります。1 款病院事業収益3,597万9,000円の増、内訳ですが、1 項医業収益では3,671万円の減、そのうち1 目入院収益では1,808万5,000円減。

2 目外来収益では1,614万6,000円の減、それぞれ患者数減によるものです。

3 目、その他医業収益では247万9,000円の減、内容はそれぞれ節説明欄のとおりであります。2 節公衆衛生活動収益の減収が主なものであります。

次に、2 項医業外収益では7,268万9,000円の増であります。これは2 目患者外給食収益26万6,000円の増、3 目その他医業外収益116万7,000円の増、4 目他会計補助金では7,043万7,000円の増、内容は後ほどご説明いたします。

5 目負担金及び交付金43万の増。主に燃料費高騰による増、診療材料費増に伴う厚岸町介護老人保健施設からの経費等の負担金収入の増額補正です。

7 目道補助金38万9,000円の増、院内保育所運営事業に対する北海道からの補助金で、交付見込みによる補正計上でございます。

以上が、収益的収入です。

次に、7 ページ、収益的支出であります。

1 款病院事業費用1,343万4,000円の減、内訳ですが、1 項医業費用では1,271万2,000円の減、そのうち1 目給与費では460万5,000円の減、各節で年度内の給与支給見込みと雇用見込みによる計数整理に伴うものです。

2 目材料費では860万9,000円の減、主に患者数減により薬品費の減であります。3 目経費では41万1,000円の増、3 月までの決算見込みでの計数整理ですが、増額の要因では主に6 節光熱水費で電気料の単価増、7 節燃料費については、ボイラー重油の単価増による増額。13 節修繕費では施設修理費の増。

8 ページ、18 節負担金は外科医退職に伴う非常勤支援医師派遣の負担金増であります。

5 目資産減耗費113万円の増、年度内除却固定資産の精査による増額。

6 目研究研修費では103万9,000円の減、3 月までの決算見込みでの学会出席費などの精査による減であります。

2 項医業外費用、72万2,000円の減、うち1 目支払利息及び企業債取扱諸費6 万9,000の減。3 目雑損費65万3,000円の減、材料費減による仮払消費税の減であります。

2 ページへお戻りください。

第4 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費で460万5,000円、交際費で25万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

続いて、3 ページ、第5 条は、他会計からの補助金の補正であります。それぞれ記載のとおり、各項目について決算見込みによる増減整理のほか、不採算地区病院運営費にあつては、一般会計からこの会計への収支補填を含め、補正額として7,043万7,000円を増額しております。12月議会で補正済みの額を含め、総額4 億9,511万1,000円とする内容であります。これにより平成25年度の収益的資本的収支全体での決算額4 億8,784万4,000円との単純比較では、726万7,000円の増となる見込みであります。

次に、第6 条は、たな卸資産の購入限度額の補正であります。1,645万9,000円を減額し、総額1 億5,045万4,000円とするものです。

4 ページは補正予算実施計画、5 ページは補正資金計画、9 ページ、10ページは予定貸借対照表であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

この予算案における収益的収入及び支出は同額を計上し、収支均衡を図る予算案となっております。

以上で、議案第21号 平成25年度厚岸町病院事業会計補正予算（2 回目）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 本10件の審査方法について、お諮りいたします。

本10件の審査方法については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

本10件の審査方法については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時25分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

日程第3、これより一般質問を行います。

質問は厚岸町議会会議運用内規61の規定により、通告順に行います。

初めに、7番、金橋議員の一般質問を行います。

7番、金橋議員。

- 金橋議員 それでは、第1回定例会の一般質問に当たり、通告してあります質問事項についてお伺いいたします。

1、第5期厚岸町総合計画第1章第1節土地利用について。

(1) G P S 基準点設置の現在までの経過と、今後の展開について説明願いたい。

(2) 地籍修正業務の現在に至るまでの成果と、今後の問題点について。

(3) 市街地において境界紛争が起きているが、どのように対応するのが最良と考えるか。

(4) 町有地の利用について、現在考えられる最良の方法を示していただきたい。(4)のこれについては、主に町有地の確定管理状況ということで、説明していただきたいと思います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

- 議長（音喜多議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 7番、金橋議員のご質問にお答えをいたします。

第5期厚岸町総合計画第1章第1節土地の利用についてのうち、初めに、G P S 基準点設置事業の現在までの経過と今後の展開について説明願いたいについてであります、G P S 基準点を一つとする測量基準点は、地籍管理事業等あらゆる測量の基礎となるものであり、高精度の基準点網を整備することにより、町内の土地修正測量や確定測量の

基礎となるものであります。

基準点の空白地点の解消を図るべく平成5年度から白浜地区をスタートに、平成14年の門静・上尾幌地区まで、本点と補点合わせて計78点を設置しております。その後6年において、平成21年の太田・末広地区から平成25年糸魚沢・床潭地区の本点と補点を計28点設置し、現在までに106点の設置を完了しております。

平成26年度には、トライベツ地区及びセタニウシ地区に3カ所の設置をし、このGPS基準点設置事業を完了するものであります。

今後の展開であります。新設の建物や電柱等により設置したGPS基準点が見えなくなるなどの現象も想定されることから、それに対応できるよう設置したGPS基準点設置をもとに、さらに細かな基準点の設置をしていきたいと考えております。

次に、地籍修正業務の現在に至るまでの成果と、今後の問題についてであります。地籍修正事業は、平成22年度から平成44年度までの23年間という長期的な期間を要するものでありまして、土地境界の明確化を目的とするものであります。

地籍修正測量が完了した地区ですが、平成22年度の奔渡5丁目の39筆と奔渡7丁目の32筆を皮切りに、翌平成23年度には、住の江3丁目の41筆と港町4丁目の37筆、平成24年度には、同じく住の江3丁目の40筆と港町4丁目の73筆、平成25年度には、宮園3丁目の79筆と片無去地区の2筆を地籍修正測量を実施しており、一部を除き地籍修正業務の成果を得ております。

平成26年度には、住の江1丁目の35筆と住の江3丁目の30筆を実施する予定であります。

今後の問題点であります。平成22年度から事業計画に基づき順次地籍修正作業をとり進めているところでありますが、今までの業務の中においても問題点があります。

最終的に地籍修正をするためには、全ての方からの同意書がなければ法務局へ提出できないということでありまして。

そのために、測量が終了して法務局へ提出できない地区があり、町として、同意が得られるよう各所有者に働きかけているところであり、このことは今後の問題点でもあります。

次に、市街地において境界紛争が起きているが、どのように対応するのが最良と考えるかについてであります。境界に関しては、隣人同士での感情的問題によるところが大きく、問題の解決は難しいのが現状であります。それぞれの問題によって対応が違ってくるので一概にこれが最良の方法だとは言えません。

原則的には、隣人同士での話し合いによって解決すべきことと考えますが、それでも解決が難しい場合には、法務局で受け付けしている筆かえ特定制度があります。

その内容は、土地の所有者として登記されている人や相続人などが、その土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線である筆界を、筆界調査委員という専門家が、これを補助する法務局職員とともに、現地において調査測量を行った上、筆界に関する意見を筆界特定登記官に提出し、筆界特定登記官が、その意見を踏まえて筆界を明らかにすることにより、公的な判断として筆界を明らかにできるため、隣人同士で裁判をしなくても解決を図ることができる制度のことで、実際に厚岸町においても解決しているケースがあります。

次に、町有地の利用について、現在考えられる最良の方法を示していただきたいについてであります。町が所有する公有財産の土地には、大きく行政財産と普通財産に分類され、前者の行政財産には、町が事務や事業遂行のため直接使用する財産である役場庁舎や町立病院等の公用財産と重要な利益のための一般的に共同利用されることを目的とした学校や集会所、町営住宅等の公共用財産に分類されます。

また、普通財産は、行政財産を除いた一切の公用財産をいいます。

現在、普通財産の一部を各官公庁の建物に係る土地や町民の方々に海産干場等として貸し付けを行い、一般町民の方に対しても町有地の有効活用を図っております。

それ以外の普通財産である町有地については、今後の行政財産活用も視野に入れながら必要なものについて、具体策を講じてまいりたいと考えておりますし、町有地の売り払いについても、毎年、広報及びホームページへ掲載しており、今後も引き続き周知を図り、適切かつ柔軟な町有地の有効活用に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 7 番、金橋議員。

●金橋議員 それで私が聞きたかったのは、第 1 章自然との調和を大切にした快適で安全な町づくり、第 1 節土地利用、これから内容の部分で手元に持っていると思うので抜粋します、聞きたいと言ったことは、その中で、基本方向と書いてありますけれども、土地の適性の把握と管理を進めるため、測量基盤の整備や土地情報システムの構築による地籍管理の適正化に努めますというふうに書いてあります。それと現状と課題という部分の、その中に書かれていると思うのですけれども、しかしという後からなのですが、中心市街地では人口減少や少子高齢化、購買力の流出などに伴い、空き家や空き店舗、空き地などが増加し、町の顔としてのイメージと活力の低下が憂慮されており、民間と行政が一体となった対策を検討する必要があります。全くこのとおりだと思っています。

それで、そのほかに書かれているのが、昭和32年から開始した地籍調査事業が一部を除いて既に調査を終了しています。確かに終了はしています。後から、これについても話しますが、地区によっては地籍調査や土地境界測量の誤りが見受けられることから、これらの解決が大きな課題となっています。これもそのとおりだと思います。

それで、基準点ということなので、簡単に話します。基準点について、予備知識で簡単に話します。

ベッセル楕円体、1841年、クラーク楕円体、1880年、ヘイフォード楕円体、1940年代、これは測地学的に重要な準拠楕円体です。それで、日本測地系は、明治時代に全国の正確な 5 万分の 1 の地図を作製するために整備されて、改正測量法の施行日まで使用されていた日本の測地基準系を示す固有名詞です。日本測地系はベッセル楕円体を採用していました。そして、そのほかに世界測地系は世界で共通に利用できる位置の基準をいいます。これまで各国の測地基準系が測量技術の制約等から歴史的に主に自国のみを対象として構築されたものであるのに対し、世界測地系は世界各国で共通に利用できることを目的に構築されました。世界測地系は、V L B I、G P S などの高精度な宇宙測地技

術により構築維持されています。

それで、V L B Iというのは、超長基線電波干渉法の略語です。宇宙の彼方にある電波星（クエーサー）からの電波を地球上の数千キロメートル離れた複数の地点に設置した電波望遠鏡で受信し、処理を行うことで地点間の相対的な位置関係を高精度で測定します。

そして、G P Sとは、全地球測位システムの略語です。そして、人工衛星からの電波を受信して、位置を高精度で測定します。それで、G P Sは大体そういうことです。大体簡単に話すと、こういうことです。

次に、測地成果2000について話します。測地成果2,000には、世界測地系に基づく我が国の測地基準点（電子基準点）コンキリエのところにあります。三角点等の成果で、従来の日本測地系に基づく測地基準点成果と区別するための呼称です。測地成果2,000での経度・緯度は、世界測地系であるI T R F 94座標系（国際地球基準座標系）とG R S（測量基準系1980）の楕円体を使用してあらわしています。それと標高については、以前どおり東京湾平均海面を基準にしていますが、三角点の標高については、測地成果2,000の構築に当たって全国一斉に更新を行っていません。簡単に言うと、基準点というのは、そういうことです。

それで、平成26年でG P Sの基準点設置は終わりますけれども、それでまず足りるのかということなのですが、そのことについて、本当に足りると思いますか、足りると思うか思わないかだけでいいです。なければいいで、どうするかということで、次に進みます。それで、ちょっと答えてください。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

足りるか足りないかということでございます、第1回目の町長のご答弁にありましてとおおり、いろいろな状況により、それが見えない部分も出ておりますので、それを補填する意味では今回の事業は平成26年度で終わりますけれども、それを補填するために基準点をできる限り設けていきたいというのが第1回目の答弁でありますとおりでございます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 模範回答です。それは、まずもう一つちょっと話しますけれども、国土交通省国土地理院の作業規程準則によると、2級基準点の新点間は500メートル、それで3級基準点の新点間は200メートル、4級基準点の新点間は50メートルなのです。かつて、私は、G P S 2級基準点を設置しようと思って、勉強のために国土地理院の北海道地方測量部、国土地理院の中部地方測量部、愛知県の日進市、愛知県の扶桑町を回ったときに、日進市では、土地境界紛争があって、そのときに日進市の土地家屋調査士会関係者の方が困って、3級基準点はもちろんだけれども4級基準点も計画にのっけて配点してくれということを言われて、日進市のほうでは4級基準点までも配点しました。それはなぜ

かと言うと、都市部では土地の価格が高くて、1ミリ裁判というのがあったらしいのです、聞いた話です、それは。それで、私もその行ったときに、たといえなかの厚岸の土地であっても、基準点というのは精度の高い定規にしなければ、土地の問題が起きたときに地図の訂正をするにしても、それはできないというふうに思ったので、最低でも2級基準点、今、言ったように少なくともその500メートルに大枠のきちとした基準点を設けておかないと、どういうふうになるか大変だなと思ったわけです。

それで、3級基準点が200メートルで、50メートルの部分が4級基準点なんですけれども、ただ測定のせい、やる人がどういう形であっても、同一の基準点を使って、それを同じ定規を使わなければ、ばらばらになってしまうということになります。ということは、都市部ではないですけれども、それが測定のやる人によって1ミリ、2ミリでおさまるのが10ミリ、20ミリ、30ミリ、あるいは10センチと違っていたら、それはやはり隣の間で大変なことになるのではないかなと思ったわけで、基準点を設置するというふうに考えておきました。

それで、基準点が密であるほど、そういう復元能力がありますから、今、言われたとおり、基準点についてはできるだけ置いておかなければいけないと思いますので、今、答えてもらったとおり、方向が見えなかったらそれを移転しておくとか、何かの測量があったときには、事前に3級なり4級なり、今のスタッフでできる範囲で点を1点なり2点なり、その近辺で置いておくと。余分な金もかからないし、できるだけその基準点を厚岸町が設置するなり、自前でやるなり、そうじゃなくて測量会社の人に厚岸町が発注するときに、道路の用地確定でもいいです、そのときにもう1点ちょっと広範囲に、線的にでなくて面的に置いて、それでその後の転ばぬ先の杖にしていただければいいのではないかと考えています。

ところで、厚岸町測量保全要綱と厚岸町測量標の移転及び原状回復基準は機能しているのでしょうか。しているのならしているし、していないのならしていないで、私はそのことについてちょっと話したいと思いますので、率直にお答えください。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 機能しております。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 ありがとうございます。

それで、これは測量標の保全要綱と、それから移転及び原状回復基準というのは、私は向こうのほうに、向こうのほうというのは愛知県の扶桑町に行ったときに、そのときの測量関係の課長補佐、織田さんというのですけれども、織田信長の子孫に当たるらしいのですけれども、物すごくそのことには神経質にいろいろなものを、それこそ1級、2級、3級とか、基準点については一生懸命やっていた人なのですけれども、その人に教えられてつくったものです。ですから、もし、あれから早既に20年なりそのぐらいたっているのであれば、それを新しい技術と役場の人たちにおいて、その文言を含めて

全部精査して直していただきたい、そのことについてはどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今の各要綱なり原状の回復基準等々、相当以前に使われておりまして、公共工事等々でそれらを遵守しながら、そういった基準点を原状回復させると、見失わないようにしようという、いわゆる地籍事業の目的であるそういったものが失われることによって、そういうものが回復できないということでもありますので、工事の中でも当然各町側の監督員、それから請け負った工事の会社も含めて、そういったものについてきちっと確保できるようにしていかなければならないというのは、質問者と同じではございます。相当程度前につくってますので、今、議員おっしゃったように文言も含めて、今の時代に合うように、その都度変えていくのは当然のことだと思いますので、検討していきたいと考えます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 そのことについては、本当によろしくお願ひしたいと思います。時代によって、やはりそのときにはいいですけども、チェックをかけて、私がそのときつくったものは完全だとは全く思っておりません。時代に合わせてそれは変えていかなければだめだと思います。そして、新しい技術についても出てきているわけですから、そのことを含めて余分なものは削除する。そして、生かすものは生かして、そしてそのまま持っていけるものであれば、本質的に大切な部分は残して、余分な技術的な部分で必要ないものは削除して、きちっとしたものをつくっていただきたいなと思います。

それから、(2)の地籍修正業務の現在に至るまでの成果と、今後の問題点についてということで、それについてもお答えいただいたので、それでちょっと反復で重複になるかもしれませんが、厚岸町は土地連絡図というのがあって、それは明治年代の後半にあった地図ですけども、その後に、ここは古いですから江戸時代から、土地連絡調査図というのですか、そういうのがあるのですけれども、それはその図面に基づいて道路の中心に自然石で中心標が入っていました。それは私も掘って、松葉とか、あと奔渡のそちらのほうも掘って、実際に自然石であったのですよ。それを工事で飛ばしてしまつたと、道路つくるときに。それで点があると中にあるブロックありますよね、道路ね、道路はとっちゃって、中も、そのブロックがそれによって外区が決定されていたのですけれども、結局それを飛ばしちゃって混乱が出ちゃつたと。そして、その後に昭和32年からの国土調査、史跡調査が入ったのですよ。その間にもいろいろありますけれども、明治年代の地図があって、その間に大正の部分、それから昭和の初期から昭和32年の国土調査。その国土調査は最初は地番図という形で、戸籍と同じように地番図という形で進んだと。その後に座標値が制度的にだんだんよくなってきて、今に至ってますけれども、最初やった地籍というのは地番図という形と。結局はっきり言ってわかると思うのですけれども、制度が悪かったと、当時は、昭和32年ですからね。今に至ってだんだん

制度がよくなって、法務局あたりが座標法で1点1点、だから、1点、2点、3点、4点とやって罫線すれば四角い土地がちゃんとできるというようなことを言ってますけれども、法務局だって最初はちゃんとした座標法でなんか管理してなかったのですよ、法務局自体が。だから、そういうことを踏まえていろいろと考えていくと、事例として尾幌地区でも地籍調査が入ったけれども、その地籍調査が入っている途中で投げっ放しになって、20年近く地図が確定されてないというところがあるのです。そして、そこにはちょっと私が聞いた範囲であると基準点もないところがあると、山の中ですからね。そしたら、そのまま放っておいていいのでしょうかというふうになるのですよ。計画を今見ていると、本当にこつこつとやっています。大変です、これね、やっているのはね。ただそういうような投げ放しのところは置きっ放しにしていいいのかなというのがあります。だから、それは優先的に割り込みとは言いません、投げっ放しなのですよ、投げっ放し。だから、投げっ放しのところを、それを何とかそちらのほうもちょっとだけ優先してやってもらえるのか、どうかなのかなということがありますが、担当課としてはどう考えてます、そのことを。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 答えいたします。

尾幌地区ということで、今、限定されておっしゃいましたけれども、優先順位それぞれあろうかと思ひまして、当然この事業を進めるに当たって計画を立ててやりますと。ただ、いろいろな状況によって順番、それから緊急性の問題等々いろいろとあろうと思います。今、議員おっしゃったように、そういった情報もいただきながら、それはうちの課としても当然把握している部分でもありますし、把握してなかった部分でもあろうかと思ひますので、そういう情報をもとに、来年度、再来年度というふうに事業計画だけにとらわれないで、そういった部分の解消も考えていかなければならないというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 今、言ったそのことは、厚岸町の司法書士さんではなくて、隣の町の司法書士さんから、これどうするかねって感じで相談を受けたところなのです。私もご存じだと思いますけれども、それなりの測量のこともやっていたものですから、ちょうどその当時の厚岸出張所の登記官だったのです。私に声をかけて、どうする、これということですね。それで、その当時の厚岸出張所の所長2人いるのですけれども、その2人もこういう形でやればこれは解決するよということを、形としては示したのです。示したんだけど、途中で分筆、土地を割るその仕事が入っちゃったもんだから、それでストップになっちゃったということなのです。根拠としては、法務局はそれはもうわかっている話で、あとはやるとしたら役場のほうがちょっと力添えいただいて、何とかならないでしょうかということなんですよね。だから、そういうものについて特殊な例かもしれないけれども、ちょっと割り込みではないです、据え置きですから。据え置きをちょっ

とごみ払って、きれいにしていただけないかということなので、そのことについてはとやかく言いません、よろしくお願いします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

うちの担当課のほうでも、そういった事業計画の内でもそういった要望だとか緊急性の場合はどうしたらいいかということは認識しておりますので、今、議員おっしゃったように、そういった状況であれば、事業計画にとらわれなく、その分も含めて解消していきたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 金橋議員、まだ質問、今の件ありますか。昼食に入りたいと思うのですけれども。

7 番、金橋議員。

●金橋議員 そのことについては、ありがとうございます。そういう形で何とぞよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） では、いいですか。

昼食のため休憩いたします。再開は13時です。

午後 0 時00分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

7 番金橋議員の再質問から入ります。

7 番、金橋議員。

●金橋議員 午前中は（1）（2）が終わりました。そして次は（3）です。市街地において境界紛争が起きているが、どのように対応するのが最良と考えるかということなのですが、答弁いただいた、それぞれの問題によって対応が違ってくるので、一概にこれが最良な方法だとは言えません。全くそのとおりだと思います、いろいろと私の経験では。ただ、その中で原則的には隣人同士の話し合いによって解決すべきことと考えますがと言いますが、隣人同士で話し合いにならない場合はどうするのということなんですよね。

それで、法務局で受け付けしている筆かえ特定制度がありますということなんですけれども、私がまた相談されたというか、その辺のところの事例で言うと、これにも該当しない部分になっちゃって、要するに国土調査の成果が現地で不一致であるということによって、紛争が発生して、相手方に地下埋設物が入り込んでしまっている。それを解

決するために筆かえ、筆界特定制度をしようとした。したけれども、それは100万円以上かかるというふうに言われて、それはとってもできないだろうというふうになっちゃった。双方がもう譲らないような形になって、それで両方とも弁護士さんがついて争うような形になっちゃったんです。その場合、筆かえの特定制度ということで1回頼もうとして法務局のほうも入ろうとしましたがけれども、基本的には国土調査、地籍調査の成果が全く現地と合わない。

先ほども話しましたがけれども、土地連絡図のその成果を使うと現地がきちっと合うと。ということは、国土調査の地籍調査の成果に誤りがあったと。それで、その誤りを直すためには筆かえの特定制度をといるのですが、それについても土地所有者の負担が大きくてできないと。それではどうするのということなんですよ。私もその辺のところはある程度いろいろとやってきて知っているの、ほかの県とか町でどうなのかなというふうに調べました。そうしたら、山梨県のある市です、国土調査法による地籍調査の成果の修正申し出に関する要綱というのが、平成16年9月1日告示第86号という形でそれが出ていました。趣旨は地籍調査の成果が登記所に送付された後、当該成果に誤りが発見され地方税法（昭和25年法律第226号第381条第7項）の規定に準じて、修正の申し出をする場合の処理方針及び取り扱いに関し必要な事項を定めるものとするというふうになっています。

それで修正の申し出の対象は、これは地積図不動産登記法第14条第1項に規定する地図及び地籍簿の誤りが明らかに調査時に市の錯誤であると確認することができるものとする。それと（1）筆かえ転換の結線錯誤による境界線の修正、（2）国土調査法施行令（昭和27年政令第59号第6条別表第5）に定める一筆測量及び地籍測量の誤差の限度を超えている場合、（3）地目及び地番の訂正、（4）その他の地図訂正。

それで申し出というのがあって、第3条なのですけども、修正申し出を申請しようとする者はあらかじめ地籍調査の成果の修正申出書、用紙があるのですけれども、これを提出し、現地の確認及び調査を受けるものとする。この場合において、申請者は当該地及び隣接地、土地ですね、境界確認並びに測量業務の遂行に関して協力するものとする。やっぱり協力しなければだめなんですよ。そして、申請者及び利害関係者は修正終了後速やかに印鑑登録証明書を添付した承諾書、これも様式あるのですけれども、提出しなければならない。

それで第3条の第2項の部分で、登記所への申し出手続は、市が行う。

第4条、前条の手續に要する費用については、全額市の負担において処理するものとするというふうな、これは要綱が山梨県のある市にあるのですよ。そのほかにもいろいろと調べてみて、ありますね、ほかに千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会というところを出しているものなののですけれども、公図、登記簿と現地の食い違いによる登記や公共用地買収の遅延で頭を悩ましたことがおありでしょうかということで、地方税法第381条第7項で、地方公共団体の市長には、不動産登記簿と現地の状況に食い違いがある場合、訂正を求める権限が認められていますという部分で、これは千葉県の公共嘱託登記土地家屋調査士協会のその出しているものです。

それで、内容が地方税法第381条第7項の部分は、市町村長は、土地登記簿または建物登記簿に登記されるべき土地または家屋が登記されていないため、または、地目その他

登記されている事項が事実と相違するため、課税上支障があると認める場合においては、当該土地または家屋の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記、または登記されている事項の修正、その他の措置をとることを申し出ることができる。この場合において、当該登記所は、その申し出を相当と認めるときは、遅滞なくその申し出にかかる登記、または登記されている事項の修正、その他の措置をとり、その申し出を相当でないと認めるときは遅滞なくの旨を市町村長に通知しなければならないというのがあるんですよ。

それで、私が相談された部分というのは、結局筆界特定というには至らないから、やはり地方税法の、今、言ったこのものでやらざるを得ないんじゃないかと思うのですよ。行政としてやる場合、これを適用してやらざるを得ないんじゃないかと思います。

それで、もう一つ長野県の松本市なんですけれども、これは松本砂防事務用地課というところでも、やっぱり土地について地図訂正を行った事例として、そういうようなことが出ています。あとですね、知っていると思うのですが、地図混乱地域、以前に厚岸に法務局の出張所があったときに、登記官が盛んに地図混乱地域、地図混乱地域と言っていました。私も個人的な意見ですけども、地積図が違っていて地図混乱地域と言うのでなくて、要するに地積図の制度の悪さが影響しているのではないかというふうに思います。それであれば、今、言った地方税法によって、それを解消できないものかというふうなことは考えます。

それともう一つ、行政の側の担当者の立場のことを考えると、恐らくあっちこっちと修正事業があつて大変だと思います。ただ、それこそこちらの人と、甲と乙の人が本当にいがみ合った状態で、それもまたどうしましょうと。それで、議会にも土地家屋調査士の先生がいるのですが、釧路の調査士の先生とも話す機会があつて話しました。そしたら、このことについてはやっぱりこのブロックの中は大体八つかそれ以上あるのか知らないですけども、もめているのは二つなんですよね、二つの土地。その二つの土地ということは、1、2、3、4、5、6点、その座標数値を決定して、それでその人たちがたとえ裁判するにしても何にしても、あとはお互いに弁護士さん立てて、土地さえ決定すれば出ていることについてはあとは民事のそういう形で弁護士さんがやればいいんじゃないかという話があつたのですよ。ただ弁護士さんには測量というふうな技術がないと。それはちゃんとした根拠になるものを数値的なものを決定するだけのそういうものを持っていないと。やっぱりそういうふうな八つの中の二つの土地を決定するということは、周り全部を承諾もらわないとだめだと。やはり集団和解方式に行ってしまうんじゃないかということなのです。それで、誰がやるのということになったのですね。誰がやるのと言つたって、役場だって忙しいしと私が言ったのですけれども、それであれば、やはり調査士さんだろうと全部から承諾を周りからもらえれば、それは可能だと。その座標数値については要するにデータ管理をしている根拠となるべき理想の形の1点1点の座標を示すのは行政の側では、それはできると。それについて全員が納得すれば、それについても後押しができていくと。ただ、やはり先に言っていたとおり、納得として周り8人が全部判子を押さないと直らないというのが一番問題なんです。やっぱり長くはかかるけれども、それをずっと続けていって、今、言った地方税法で何とかできる段階になったときに、地方税法第381条の7項ですけども、それを使って役場のほうで例えばですよ、民間のほうで何とか解決しようと思った。二つの土地、承諾も全部もらっ

たと、そしたら、役場のほうでそのことについては地方税法ですから、町長さんが法務局に出して明らかに間違っているよというバックアップというか手助け、それをしていただけるかどうか、そうなった場合とか、ちょっとその辺のところを確認したいと回答えいただきたいと。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 答えいたします。

今、ご質問の隣人同士の問題でございますが、地籍調査、国土調査の不一致が原因でないかというご指摘で、質問議員おっしゃるように当時相当苦労なさったのだらうと、今も含めて相談を受けているということで、地籍調査なんですけれども、昭和32年から北海道の中では厚岸町がかなり早くから地籍調査事業がやられていると。それは国の調査の依頼ということで、北海道の特殊性もあって大きな土地を平板測量等で測量したために、かなりの誤差が出ているのではないかというような、いろいろな要因が考えられているということは議員も当然おわかりのことだと思います。

今、おっしゃったように、1回目の答弁で町長が答弁していますように、原則隣人同士の問題で解決すべきであろうと。ただ、そういった場合にも筆かえ特定制度を利用して解決する方法もあるよと。ただ、今、議員おっしゃったように、それでも解決できないものがありましたということで、こちらのほうでも、そういった事実も情報としてはもらっておりました。

今、地籍修正事業をやってますけれども、その目的というのは土地の境界や面積を正確に把握することによって、隣接した同士の境界の紛争の解消にもつながるだろうということで、その事業も進めていかなければならないと。そういっ地籍調査の誤りというのですか不一致の問題を、先ほど山梨県の例を紹介していただきましたけれども、議員おっしゃるような解決方法等も今後町としても調査研究して、どうしたらそういう解決ができるかということで、隣人同士の問題、個人の問題だよと言いながらも、町としても解決しなければ修正事業も進んでいかないと、先ほどの事業の目的である境界だとか、そういった混乱地域を解消するということも行政の事業の目的でありますので、その解決のためにも議員おっしゃったようなことも踏まえて、今後調査研究していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 本当にこのことについては、紛争のことについては、いろいろと話を聞いているというのは陰でやっぱり大変です、本当に大変です。1回こじれちゃうと一番近くにいた人が、その間でどんどんどんどん感情的にもつれて大変な状態になっていきます。そして、そのことについて余分なはっきり言って金もかかります。やっぱりどうしても解決には長くかかると思います。ただ私はもう役場の本当に率直に言いますけれども、人数ではちょっと足りないかもしれない。じゃどうするかといったら、あとは民間で測量をやって、それで上がってきたものに対して、それをきちっと精査をして、判断して直していくという方法をとらざるを得ないんじゃないかと思っております、これから先。

ですから、5年、10年たって、恐らくそういうものが起きてきた場合に、座標数値管理をきちっと役場のほうでデータの管理をやっていて、あと手に負えないというか仕事の的にも大きくなってきたら、多少かかっても住んでいる人たちの責任において地方税法を使うにしても、ある程度持ち出しをして、それを決定していかなければ追いついていけないと思います。

繰り返しになりますけれども、そうした場合にできるだけ行政として担当の部分がバックアップしてやらないと、解決に至りませんから、もう一度聞くようになりますけれども、それを手助けしてやっていただきたい、そのことについてもう1回だけ、しつこいようですが返答していただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 今回の役場のスタッフでは、議員おっしゃるように足りないのではないかなというようなご意見もありまして、新年度の予算計上では地籍修正事業で現況測量の委託も今回上げております。そういった意味で、役場の中だけでできない、処理が難しいものにつきましても、先ほど議員おっしゃったような業者の方に委託をされたり専門の方に委託されたりということをして事業を進めていくということで、町のほうで考えておりますし、繰り返しになりますけれども、先ほどの議員おっしゃったような解決方法も調査研究しながら検討していきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 そのことについては、わかりました。私もできる限り、役場のほうではなくてほかのほうからそういうようないろいろなものを聞いた場合に、どうすればいいかというふうに解決方法も少し考えてみて、行政のほうにも相談したいと思います。そのときには協力して、何とかそういうような紛争する部分を解決していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後に（4）町有地の利用について考えられる最良の方法を示していただきたいということで、ちょっとそれを言ったのは町有地の部分でいろいろ利用できると思っています。それを例えばいろいろあるのですけれども、道東に対して目立つリピーターで旅行者が多くなると、そしたら町有地であいているところに、実はコンキリエのほうで北海道外からよくとまっている車がいて、あそこが満杯になる場合があるのです。もし、条件としてどこかにとめるようなところがあって、そこに二、三泊とめてもいいよというふうなことができないかということで聞きました。観光面ではなくていいのです、要するにちゃんとしたそういうものを把握しているかどうかということです、土地に関して、観光ではないですよ。要するに利用できる、例えば市街地だとかコンキリエから近いところに、そういう空き地があるのであれば、そういった場合にあそこが満杯になってあふれてしまったら、そこでちょっと泊まったらとかというような指導をしても、厚岸町に二、三泊引きとめれるのではないかとということです。

以上です、ちょっと難しい質問かもしれない。要するに、大体そのとめる場所として

はどこに、どういうふうに土地があるかというのを把握していて、対応できるだけの準備してほしいということです。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 建設課が答えるのが適切かどうかはわかりませんが、行政財産、普通財産がございますけれども、普通財産の把握は当然うちの課はしております。有償なり無償なりで貸している土地全て把握しておりますし、そのほか空地の部分についても図面上で全て確認をしております。そのコンキリエで観光客が満杯になっているという状況を解消すべき、そういう利用も考えたかどうかというご指摘でございますけれども、考え方としてそういった利用の促進というのですか、利用の仕方も考えられるということは、私どもでは今この場では申し上げられますけれども、それをどうやるかというのはまた別な、端的に言えばまち課のほうの考え方と思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 大変わかりづらい質問をして申しわけないです。要するに、土地のどこにあつて何があるかというのを把握していれば、その次の観光振興につながるんじゃないかなというふうに考えて質問しました。ですから、今後についてはまち課のほうの課長と頭を少しひねって、いい方法がないかというふうに進めていきたいと思います。そういうことです。

終わります。

●議長（音喜多議員） 答弁は要らないのですか。

●金橋議員 要らないです、いいです大丈夫です。

●議長（音喜多議員） 以上で7番金橋議員の一般質問を終わります。

次に、9番、南谷議員の一般質問を行います。

9番南谷議員。

●南谷議員 第1回定例会に当たりまして、通告の4点について質問をいたします。

まず、1点目でございます。平成26年度執行方針についてお尋ねします。

日本の経済動向は新アベノミクスで、景気回復傾向とマスコミ、マスメディアで見聞しております。一方、つい先日、ロシアのクロアチアクリミア侵攻でルーブルの大幅下落、非常にグローバルな時代になりまして、日本にも経済環境が悪化するのではと思っていましたら、ロシアが実行支配しているものの戦争には至らないということで、株価が上昇しました。全く今日世界の経済が直接日本に大きな影響を及ぼす、予断を許さない経済状況の中で、新年度予算策定に当たりまして、消費税アップの影響を含め歳入歳

出の基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、町長が2月14日開催の町政報告、昨日の執行方針で述べられました平成26年度重点施策3点について質問をいたします。

まず一つ目です。産業の活性化の目玉政策は、具体的にどのようなものかお尋ねをいたします。

二つ目、防災・減災対策を強化する言われましたが、今年度は何をどのようにされるのかお尋ねいたします。

三つ目、職員の人材育成と行政改革をどのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

2点目でございます。心和園・デイサービスセンター運営について質問いたします。

町は運営を指定管理者に移行しました。町なかでは、利用者の利用料やサービス低下にならないだろうかと不安視する声が多く私の耳にも入ってまいります。不安払拭に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。また、施設で働く方々の勤務体制や処遇について多くの懸念の声があります。不安払拭に努めるべきと考えますがいかがでしょうか。

3点目です。全国学力テストについて質問いたします。

学力テストの結果を、いつ、どこで、誰が結果を評価し、どう反映なさっておられるのかお尋ねいたします。また、今後、結果公表は国の動向を踏まえ、厚岸町はどのように対応されるのかお尋ねいたします。

4点目です。温水プールについてお尋ねいたします。

町民、児童・生徒の水泳力をどのようにとらえておられるのかお尋ねいたします。また、プールの利用状況ですが、プールの利用率を図るべく、もっと魅力ある取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の平成26年度執行方針についてのうち、初めに、予算作成に当たり、消費税アップを含めた歳入歳出の基本的な考え方についてであります。私が町政執行方針で申し述べたとおり、平成26年度予算編成は前年度に引き続き、国の財政健全化に地方財政も歩調を合わせるように地方財政対策が示され、厳しい財政環境の中での作業となりました。

平成26年度予算編成における大きな財政負担要因として消費税率のアップがあり、一般会計歳出における消費税負担増は約7,100万円と試算しております。一方、さきの12月定例会で可決いただきました消費税率変更に伴う使用料等の改正条例による歳入増は、約1,100万円であり、差し引き約6,000万円が実質的な負担増であります。この負担増分は、人件費が前年に比べ約2,500万円の減、公債費が約1,500万円の減、繰出金が約3,700万円減の合計約7,700万円の減で吸収することができました。

また、消費税率アップ3%分のうち0.7%分は地方消費税分であり、増収を期待してお

りましたが、アップ分の100%を普通交付税の算定上、差し引き、実質的に歳入増にならないなどが総務省から示されております。

こうした財政環境の中、防災・減災力の強化、地域経済力の強化、行政運営能力の強化期を重点施策と位置づけ、新規の施策予算案も計上し、厚岸町がもっともっと元気になり、将来に明るい展望が開けるよう配慮をいたしました。

特に投資的経費は、町民サービスの充実はもとより地域経済力の強化にも寄与できるよう重要な行政課題であった太田地区活性化施設整備事業を計上するなど、約19億7,300万円とし、約4億8,600万円、35.8%の増と、平成25年度も同率の増であり、2年連続の大幅な増といたしました。

また、前年度に引き続き、「iチャレンジ提案」による予算編成も実施し、4件を採用し予算案に盛り込んでおります。どれも若手職員の柔軟な発想と郷土厚岸を思う熱い気持ちから提案された施策であり、大いに期待するとともに、その成果が上がるように進める所存であります。

投資的経費が増える一方、町債は約7億4,900万円にとどめて、平成26年度末町債残高は約2億円の減として、将来負担額の軽減も図っております。

新年度予算案の財源として、町税が好調な収納が続いており、前年度と同程度の計上とし、効率的執行や経費削減努力などによる歳出不用額の捻出などによって、前年度に積み立てることができた基金から繰入金を財源に活用するなど、弾力的な予算編成に努めました。

普通交付税については、総務省の予定単位費用額を前年度の算定項目に置きかえた試算では約35億4,000万円となり、計上額を約34億円といたしましたので、約1億4,000万円は補正財源として活用できると考えており、前年度繰越金と合わせて、年度途中における除雪経費などの追加の財政需要に対応するため、しっかりと財政確保を図り町民サービスと予算執行に支障が出ないように努めてまいります。

次に、産業活性化の目玉施策はについてであります。町民の安定した暮らしと本町の経済力を維持向上させるためには、産業活性化の取り組みは極めて重要であります。このため、関係機関や団体などとの連携を図りながら、各種振興施策の展開に取り組んでまいります。特に、平成26年度における目玉的な振興策に絞って申し上げますと、漁業では、国の新たな直轄特定漁港漁場整備事業計画に基づき、厚岸漁港の衛生管理型施設の整備が実質的に事業化されるほか、老朽化により使用不能となっていた床潭漁港の物揚場の改修を完了させてまいります。また、昆布漁場改良事業など、つくり育てる漁業の推進にも関係機関と連携しながら継続してまいります。

農業では、浜中町農業協同組合の事業主体によるトライベツ地域の自給飼料調製施設、いわゆるTMRセンターの本年度完成に向け資金的支援を行ってまいります。また、老朽化進んでいる町営牧場の診療所の改築を行うとともに、太田地区活性化施設の建設を行ってまいります。

林業では、町有林内の残材を堆肥センターの水分調整材などとして有効活用するため、森林資源利活用事業に取り組んでまいります。

また、商業や観光については、これまでの各種振興策の見直しやブラッシュ・アップ、磨き上げを図るほか、観光のみならず、厚岸町の魅力を発信するツールとして活用でき

るご当地キャラクター制作に着手するなど、関係機関・団体と連携し地域経済力の進展に取り組んでまいります。

次に、防災・減災対策はについてであります。地震・津波の対策については、町が行うものとして、施設等の整備では、湖南地区防災拠点整備事業として備蓄品や防災資器材の通年保管を可能にするための森林センターの改修、特別養護老人ホーム裏山避難場所への備蓄倉庫と防災資器材の整備を予定しております。各種計画等の整備では、改正後の災害対策基本法、国が策定した取組指針やガイドラインに基づく厚岸町地域防災計画の修正、津波避難計画や避難場所運営マニュアルなどの作成を予定しております。町民の防災意識の普及にかかわる施策では、自治会単位・地域単位での災害図上訓練、防災標語の募集、防災講演会、防災訓練の実施を予定しております。

なお、防災訓練における避難訓練については、より実効性のある訓練内容について検討することとしております。このほか、防災教育では、沿岸地域の学校や保育所を対象に避難訓練、講習会などを実施してまいります。

国や北海道、関係機関の協力、支援等が必要なものとしては、厚岸味覚ターミナルコンキリエのさらなる機能強化に向けた整備、津波避難時における避難所の安全確保と道路の渋滞緩和にかかわる対策、跨線橋等の避難路整備、お供え山周辺治山施設への避難階段の整備について、引き続き国と北海道へ要望してまいります。

また、台風や豪雨災害の対策については、町が行うものとして、水中ポンプの追加整備、厚岸消防署に配備する洪水等による孤立者救助用のゴムボート・船外機の整備を予定しております。関係機関の協力等が必要なものとしては、懸案の門静地区冠水対策について、引き続き調査・研究を含め、国に要望してまいります。

次に、職員の人材育成と行政改革はどうされますかについてであります。職員の人材育成については、特に厚岸町では、ここ数年の世代交代に伴う新規採用職員と係長職昇格者の増加などにより、これまで以上に職員の資質・能力の向上が重要になってきております。このことから、本年度は、北海道市町村職員研修センターが実施する研修受講者を減らす一方、係長相当職の悉皆研修である指導能力研修や、全ての職員が身につけるべき接遇、クレーム対応、業務改善に関する研修を、外部派遣講師の招聘による庁内研修で実施することにより、職員により多くの研修機会を与えるとともに、より多くの職員が参加できる研修体制を取り入れることとし、これまで以上に人財と呼べる職員の育成に取組、行政運営能力の向上を図ってまいります。

また、行政改革については、厳しい財政環境や町民ニーズの変化、新たな時代の流れなどに対応した簡素で効率的な行財政運営を図るための取組を行ってまいりましたが、本年度においても庁内組織の一部見直しのほか個別的な計画や方針の策定を進めるなど、不断の努力を続けてまいります。

続いて、2点目の心和園・デイサービスセンターの運営についてのうち、初めに、町は運営を指定管理者に移行しますが、利用者の利用料やサービス低下の不安払拭に努めるべきではについてであります。利用料は、消費税による影響や国の介護報酬の基準の改正とサービス向上による各種加算が加わる場合以外には社会福祉協議会の運営になることから料金が上がるということはありません。

また、社会福祉協議会から利用状況や苦情の状況などを毎月報告いただく中で、適時

必要に応じて指示、指導を行い、サービス低下の不安解消に努めてまいります。

次に、施設で働く方々の勤務体制や処遇の不安払拭に努めるべきではについてであります。勤務体制の変更は特にありませんが、デイサービスセンターにおいては、利用時間帯の拡大という利用者ニーズがありますので、今後、勤務体制を整えながらサービス向上を目指しており、また、給与面の処遇については、社会福祉協議会の規定に基づく適切な運営がなされるよう指導に努めてまいります。

以下、3点目の全国学力テストと4点目の温水プールについては、教育長からお答えいたします。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 続きまして、私からは、3の全国学力テスト並びに4の温水プールについてお答えします。

3の(1) いつ、どこで、誰が結果を評価し、どう反映されていますかについてですが、平成25年度の全国学力・学習状況調査は、4月24日に小学6年生と中学3年生を対象に、国語・算数・数学の学力調査と、児童質問紙による学習状況調査が実施されました。9月には教育委員会と各学校に結果が届き、教育委員会で当町の児童生徒の課題等を分析し、校長会議において今後の改善策について協議いたしました。教育委員会としては、明らかになった課題等を解決するために、教育局の指導主事による教員授業力向上研修を実施するなど、教師の授業改善に努めております。また、各学校においては、自校の課題等を検証・分析し、11月に学校だより等で各家庭に公表し、児童生徒の生活習慣の見直しや授業改善等に役立てています。

(2) の今後、結果の公表を厚岸町はどうされますか、についてですが、文部科学省は、平成25年11月29日、平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を発表しました。それによりますと、平成26年度から、市町村教育委員会において、それぞれの判断で個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとされました。

現在、町内の学校においては、先ほども述べましたとおり、さまざまな方法で学校の調査結果を保護者に公表しております。今後も児童生徒の学力向上には、学校・家庭・地域が一体となった取組が不可欠であり、そのためにも、学校が調査結果を積極的に公表・活用していくことが大切であると考えています。

今後、学校名を明らかにした調査結果の公表については慎重な対応を図り、調査の目的に沿った結果の公表について校長会と十分に協議を行ってまいります。

次に、4、温水プールについて。

(1) 一般、児童・生徒の水泳力をどのようにとらえていますかについてであります。残念ながら一般町民の水泳力は把握しておりませんし、把握は困難であります。

児童・生徒については、全小学校で夏期に水泳授業を実施しています。また、保育所や幼稚園も保育・授業の一環として温水プールを利用しています。

このことから、厚岸町温水プールがあることによって、夏が短く冷涼なこの地においても、小さいうちから水に親しむ・水泳を学ぶ環境は整っていると考えております。

そのような中で、児童・生徒の水泳力ですが、学校間や個人でのレベルの差はありま

すが、小学1年生の段階では、3分の1の児童が顔を水につけられず、3分の2の児童は顔を水につけたり、バタ足ができたり、潜ったり浮いたりできる程度です。しかし、小学校卒業時には、ほぼ全員がビート板を使って、顔を水につけて前に進むことができ、6割以上の児童は、息継ぎはできないものの、10メートル程度進むことができるようになり、3割程度の児童は、息継ぎをしながら25メートルを泳ぐ力を身につけています。

次に、(2) プール利用状況はどのようになっていますか。また、魅力ある取り組みをされ、利用率を図るべきではについてであります。厚岸町温水プールの利用状況は、別途お配りの資料に示させていただいておりますが、利用者は、横ばいから少し減少の傾向にあります。

温水プールで実施している事業等も資料で示させていただいておりますが、幼児・児童・一般と幅広い年齢層を対象に水泳教室を実施しております。

近年健康志向が強まる中、水中をウォーキングすることで足腰など健康によいという報告もあります。そのため、プールを利用した健康教室などの開催を検討していきたいと考えておりますし、さらには、町民を対象とした着衣泳教室なども検討していきたいと考えております。

今後も、厚岸町温水プールの有効的活用や利用者の増加に向けて、関係部局、関係団体、スポーツ推進委員会等と協議をしながら推進していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 再質問を行います。

まず、初めに、1点目でございます。策定に当たっての考え方でございますが、大変詳しく説明をいただきました。理解をさせていただいたところでございますけれども、地方交付税が3億3,000万円ほどの影響があったと、町税収も増える見込みなので、その収納率も考えてアップしたよと、結果としてある程度の財源を見込みで、例年よりも6.7%の一般会計予算を組み立てることができたということで理解をさせていただいたのですけれども、大変事業ベースもしっかりやっておられるのですけれども、消費税の関係についてもきちっと説明をいただきましたので、理解をさせていただきました。

基本的な考え方につきましては、理解をいたしましたので、産業活性化の目玉施策についてお尋ねをさせていただきます。

重点施策3点でございますけれども、そのうちの1点目なのですけれども、それぞれ水産、酪農、林業と別記していただきました。私はそれだけではなくて、町の活性化で住宅の関係もしっかり本年度もやっているなということだったのですけれども、その辺が記載がなかったなというふうに理解をしているのですけれども、それも予算書を見せていただきましたので、理解をさせていただきました。数字が物語るわけでございますから、水産の関係なんですけれども、二つほどお尋ねをさせていただきます。

まず、何回もマリンビジョン構想、厚岸港漁港の衛生整備計画が平成34年までの10年にわたる漁港整備が進められることになり、衛生管理型施設整備耐震強化、岸壁の整備などを考えて、国からモデル地域指定を受けるよう努力をされていかれるということ

で、所信表明の中でも発言もございました。これらにつきましては、やはり厚岸の漁業を将来を見据える上でも大変大きな事業であると思いますし、入り口に乘ったのかなと。ですけれども実現に向けて10年、それも国の大きな予算が絡むわけでございますから、町長、今まで以上に国が一つ方向が違えば10年のものが15年、20年になってしまいます。苦多、門静漁港が完成するまでに幾多の変遷を帯びておるわけでございます。まずはその辺につきましてもしっかり道、国への要請活動、実現遅延のないようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

2点目でございますが、非常に懸念されるのは、アサリ挟み漁でございます。町民の皆さん、毎年冬の風物詩としてアサリ挟み漁、ヒトデで中断をしております。残念ながらヒトデ駆除事業に取り組んでいかなければならないのですけれども、平成26年度の予算は例年どおりでございます。やはりヒトデ駆除が優先するののかも含めて、アサリ挟み漁の漁場回復にやはり対策というものが必要ではないのかと、かように考えますが、いかがでしょうか。まず、この2点について伺いをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 漁港の整備計画につきましては、昨年25年から34年までということで、10年間の計画ということで計画がスタートをしましたけれども、ことしにつきましては、まず衛生管理型の漁港施設、これは屋根付つきの岸壁と、それから人工地盤とあわせたような形でもって、そういった施設の整備が進むことになりますけれども、これ以降、どういう施設にするかということ、今、関係者で協議をしているところでございます。それが協議が進むことにあわせて実施設計ということになってくると思います。それとその前段のところに着手するためには、第2埠頭の先端に向かって右側のほうにそういった施設を整備することになりますけれども、そこに順次繫留をするサンマの船の場所が工事にかかると、そこに繫留できませんので、それを繫留するための岸壁ということで、向かって左側のほうに波状堤を整備して静穏度を確保して、そちら側に移すということが必要になりますので、そういったことにはことしから手がかかるというふうに聞いております。それが含めて衛生管理型の施設整備については、6年から7年程度ということと言われておりましたけれども、それがいくらかでも早くなりますように、要望は続けていきたいというふうに思っています。

その10年計画の中には、港町の裏側のほうの護岸の施設も計画の中には入ってございますし、若竹第1埠頭の先端のほうの岸壁の耐震化ということも入っておりますので、衛生管理型の施設整備が進みますと、次、そちら側のほうに移っていくということで、10年計画の中でできるだけ早く進むように、要望は続けていきたいと思っております。

それから、アサリ挟みにつきましては、おっしゃられるようにヒトデが非常に増えておりまして、そういった形の中で操業が短縮されてしまう、できないというふうな状況が続いております。ずっとヒトデの駆除事業というのは進めておりましたけれども、3カ年実施計画の中でヒトデ駆除事業として、平成26年度も680万円ということで予算を持たせていただいております。これはずっと例年続けている事業でございます。それにあわせて水産多面的機能発揮対策事業という事業がございまして、これには、昆布の岩盤

清掃の事業と、それから三角ツブの駆除、それとこのヒトデの駆除もあわせて実施するように加えております。これは一昨年からそういうヒトデの駆除事業もそれに加えております。ヒトデを駆除するに当たっては、本当に捕るしかありませんので、そういった捕る方法を、それからタイミングといいますか、そういったものも含めて漁業協同組合と連携しながら、効果的な対応ができるように進めていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 9 番、南谷議員。

●南谷議員 次に参ります。防災・減災対策について伺います。

各取り組みについては理解をさせていただきました。2 点お尋ねをさせていただきます。

まず、1 点目ですが、前回の大雪、今回はその大雪警報が出ていたのですけれども、幸いにして大したことがなくてよかったのですけれども、実は、あのとき防災無線、猛吹雪ですから家から出ないでください、たしか10時ごろだったと思うのですけれども、もっと早かったかな、大変いいことだったと私は思います。今までは注意喚起というのですか、当然私はこの近くのコンビニまで歩いて行ったのですけれども、息ができないくらい風向かえになると、ですから、やはり危険だということを周知することは大事なことはないのかなと思います。ところが、その日は、コンキリエの40周年のイベントがあったはずなんですよ、20周年ですか。全然雪かきやったと、家で行ったほうがいいのか、どうしようかなと思案していたのですけれども、一向に連絡が入らないのですよ、どこからも。確かにコンキリエのイベントをやられている方にすると、日にちを1回設定してますから準備するほうも大変だと思うのですけれども、そういうことから判断しますと、片一方では、町はわざわざ出されているのですよ、家から出ないでくださいと。ところがコンキリエのほうからは全くで、イベントはそのままやったようなんですよね。この辺に非常に私なりに懸念を感じたわけでございます。厚岸町の防災、いざというときの体勢というのは少なくとも、町民の皆さんに家から出ないでくださいという状況に陥っているのに、片一方ではイベントやってますよと、その辺はもう少し連携が必要ではないのかなと、防災対策そのものに基本的な考え方がどうなっているのかなと、今後この辺も統一していかないとだめではないのかなと、かように思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長課長（湊谷課長） 私のほうから、お答えさせていただきます

あの日は2月の16日ということで、実は「カキでござーる」と同時開催ということでございます。厚岸味覚ターミナル、第三セクター、この会社ができて20周年になるということでの記念行事、それと「カキでゴザール」第15回目ということで、カキでゴザールは12日から16日まで開催されていてということで、16日だけの開催ではございません。コンキリエの20周年も前の日から記念行事を行っておりました。そういった最終日とい

うことで、イベント自体はもう既に経過して最終日を迎えているということでございます。いずれも町の事業実施主体ではございません。ですから、それを開催をする、しない、あるいは中止をする、延期ということはもうあり得ないのです、もう既に実施していて最終日ですから、中止をするという判断は実施主体である民間団体の方々、実行委員会、あるいは会社の方々が決定することでございますけれども、そういった中で、今回については特に同時開催ということもあって大がかりにテレビ等でも報道もされておりましたとおり、大規模に宣伝活動もしておりましたということもあって、町内のみならず道内からも駆けつけてくるだろうということで、実行委員会等々も準備を整えていたということでございます。

その中止について、町がどうこうということは申し述べれないという判断のもとにあって、ただ行政としては、そういう気象状況が悪い中で、町民の方々に注意喚起をする、これは行政としては必要なことだろうということで、イベントの実施主体とは別に行政の責任の中において、町民の方々に注意喚起をしたということでとらえております。

●議長（音喜多議員） 9 番、南谷議員。

●南谷議員 私はね、やったのが悪いとかどうのこうのと言っているのではなく、やるのはやってもらって構わないですよ。私はそういう矛盾点があるので、これらについてもやはり今後に向けて、しっかりとこういう場合はどうだというものを、町として、どう取り組んでいくかという部分の、そういう改善というか調整をしていくべきではないのかなと、かように提言をさせていただいたのです。やったのが悪いとか、私たちの町の直接ではないです、当然だと思うのです。でも町として、そういう避難を出ないように呼びかけしている中での町のあり方というものを、どうしていくのですかということを行っているので、やったことがだめだとか、その団体に怒られますよ。そういうことだけは今後の対策として、やはり防災なり減災対策をする町として、そういうことも含めて対応を考えていっていただきたいとということでございますから、それに対して、やったのがだめだとかどうのこうのというのは私は決して、誤解しないでください。一生懸命やっている方々に怒られますよ、それが悪いとか、いいとかって、そういうことではないのです、町として、町全体が町民の安全を配する立場に責任を持っているわけですから、そういう面でどう取り組んでいるのか今後もひとつ体制として、これしっかりとってくださいよと、こういう提言ですから、誤解しないでください。

次に参ります。2 点目でございますが、消防でございます。

災害時や訓練のとき、消防との関係でございます。いろいろな消防、組織、形態がございます1 自治体で1 消防署のところもございます。例えば釧路市、当然連動しているわけですよ。消防長もいるのですけれども、防災課長もいる。一市ですから、一自治体ですから、連動、密接なのですね、一つの物事に取り組むときに。全て100%同じなのですよ、右側向くといったら右側向くです。ところが厚岸町は東部消防組合ですから、ある部分は消防で、ある部分は厚岸なんですよ、消防に町は直接介入できないのです。ですけれども、私が言いたいのは、もう少し例えば防災訓練をするときとか、余計そういう組織になっているから、密接な取り組みというのは連携というのは必要ではないです

か、かように思っているのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） お答えいたします。

まず、1点目ですけれども、これはあくまでも今回の防災行政無線、さらには厚岸町から発信できる情報につきましては、控えていただきたいということでの注意喚起でございまして、ただし、そのようなイベントがあった場合に最善の施策について考えなければならないだろうというふうに考えておりますが、あくまでも判断は先ほどまちづくり推進課長が答弁したとおり、その団体に任せるということですので、その辺につきましてはご理解をいただきたいというふうに思います。

それと2点目の消防との関係ですけれども、まず災害時につきましては、今回の台風18号のときもそうですし、震災のときもそうですけれども、消防のほうから1名職員が来ていただいて、より密接な連携がとれるように連絡を取り合っているということとはご理解いただきたいと思います。

また、訓練につきましては、2部の総合訓練の中では、消防との間での訓練も行っております。ただし、その避難訓練の中でもう少し消防との中で行える訓練があるのではないかと考えていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 職員の人材育成と行政改革についてお尋ねをさせていただきます。

行政執行方針では、総務課、税財政課、保健福祉課の係の分割、新設をされるということで理解をさせていただきました。今朝の報道で包括支援係というものが、もう既に発表になってありがたいなというふうに理解をさせていただいたのですけれども、この辺についてもう少し詳しく具体的に説明を求めますし、職員の育成でございしますが、私も先ほどの答弁がありました、職員の企画力、さらには実践力、職員はもっと汗をかかなければならないと、かように思います。

町長は執行方針で、職員一人ひとりが行政運営の担い手であると、町民のために働く役所をスローガンに掲げておられました。役に立つから役場、役に立つから役所と言う人もいます。しっかりとその職員の研修だけではなくて、粘り強く実践力、行動力も発揮されるよう指導をしていただきたいし、先ほど答弁がございました。直接いろいろ指導される方を役所に呼んで実践をしていただくと、挨拶とか、対応とか、それは繰り返してやらないと私はだめだと思いますよ。そういうことも含めて、さらにはある程度の幹部職員の企画力やそういう実践力というのですか、行動力、指導力というものの強化というのは重要だと思いますし、しっかり取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

- 総務課長（会田課長） きょうの新聞報道でありました地域包括支援係につきましては、きのうの町長の町政執行方針の中でも記載をしていたというふうに確認しております。そのほか詳しい内容につきましては、今、言った地域包括支援係が保健福祉課にできること、それともう一つ保健福祉課の中では、今の社会児童係と、詳しく言いますと社会児童係を社会福祉係と児童福祉係の二つに分割をすると。総務課におきましては、総務防災係を総務係と、今のところ危機対策係ということで二つの係に分割をすると。税財政課の中では今の課税係を町民税係と資産税係の二つに分割をするということで、今のところ決定しているところでございます。

それと職員の人材育成につきましては、研修ばかりではありません。また、研修を行ってきた後が、これは職員にとって一番大切なことだろうというふうに思っております。町長からは年末の中でのご挨拶、あとは年始めのご挨拶、年度始め年度末の挨拶で、それぞれ職員のほうにはその人材育成、それと皆さんの奮起を促す挨拶をいただいております。これら気を引き締めて組織の中でみんなで次の世代を育てるための研修、それと実践を図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- 議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

- 南谷議員 2点目に参ります。心和園・デイサービスセンターの運営についてでございますが、簡潔なご答弁を賜りました。しっかりと町民にわかりやすく開示をしていただきたい、言い切ってもらいましたので、従前と同様の対応をされるということでございますので、しっかり頑張っていたきたいと存じます。

次に参ります。3点目全国学力テストについてお伺いをいたします。

学力テストでございますが、指導室長に指導をいただきました。学力テストは、一つ義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること。二つ、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。三つ、教育に関する維持的な検証改善サイクルを確立する。以上の3点を調査することを目的として実施をされるということで、改めて勉強をさせていただいた次第でございますが、各学校は自校の課題等を検証し、分析し、学校だよりで家庭に公表されている。また、明らかになった課題等の解決に向け取り組みをされ、児童生徒の学習習慣や見直しは、教師の授業改善に反映をされているということで、しっかり取り組んでおられるということでございますので、これにつきましても理解をさせていただきました。ぜひ本町の児童生徒の学力向上に努めていただきたいと存じます。

次の今後の結果公表についてお尋ねをいたします。

国の方針はわかりました。本町の考えが見えません。答弁ではしっかり協議をしているということで答弁をいただいたのですが、私は学力テスト結果公表は賛否両論があると思います。私は結果公表のみに固執されず、学力テスト実施の趣旨、本町の子供たちの学力向上体力向上の指針になればと考えております。ぜひしっかりと各

関係機関と学力テストの公表についても、先ほど答弁がありました。方向性についてしっかり審議をしていただきたいと存じます。

さらには、鶴居村は学力テスト結果公表を教育行政報告をしております。結果の発表だけではないのですね、鶴居村の実例は。都度議会に教育行政報告をなさっておられる。私はテストの結果だけではなくて、課題や今後の取り組み等についても議会に教育行政報告をしていただきたいと考えますが、議会も子供たちの教育に理解を資していくべきだと思います。先ほどの答弁にございました。町民一体となつてと申しておられました。そういう意味でも結果がどうのこうのではなくて、結果がどうだったから、その公表について全国の中で厚岸はこうあるべきだというような、支障のあるものはするのではないと思うのですが、教育行政報告についてするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ただいまの公表についてのご質問でございますが、児童生徒の学力について町民に広く関心を持っていただくということは、決して悪いことではないというふうに考えております。鶴居での行政報告、私も目を通させていただきました。学力状況につきましては数字の公表は行ってはおりません。全道、全国に比して、例えば若干上向きであるとか、下向きであるとか、そういうふうな内容と多くは学習状況のほうに重点を割いて、例えば学習時間が全国が1時間以上2時間以内が、この鶴居村は一番多いのですよね。そういうふうな状況、ですから、例えば寝る時間が全国に比して一定となっていて、非常に生活習慣が定着しているというふうなこと、そういうふうな学習状況の報告を中心に行政報告をされているようであります。厚岸町についても行政報告がいいのか、あるいはまた議員協議会での報告がいいのか、これについては議会とも相談させていただいて、何らかの形で新年度から学力テストの内容について皆様にお知らせする中で、その対策等についても厚岸町としてはこういうふうな対策をとっていききたいというものも含めて、お知らせをしていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 4点目の温水プールについてお伺いをいたします。

本町は海に面しております。私はやはり海に面しているし、地震があれば津波の心配もします。でも海の近くに住んでいるわけですから、もっともっと厚岸町のプールを町民が利用していただいて、水に親しんで、海の楽しみというものを理解をしていただければと、そんな思いで質問をさせていただいたのですけれども、このいただきました資料を見ていただきたいと存じます。この資料なんですけれども、利用者数平成20年から24年までの合計の欄なんですけれども、大体同じような数字なんです。ほぼ変わらない。それから下の各事業、これ事業をそれぞれ3カ年分列記していただいたのですけれども、10項目あるのですけれども全く3カ年同じ事業なんです、項目が。人数は多

少動きあるんですよ、減らないように努力をされている。それから子供たちが、初めは泳げなくても小学校においてはプールのおかげでしっかり頑張っておられると、そのことについても私なりに理解をさせていただいたのですけれども、残念ながら、三つの30年の実績、毎年同じようなことを繰り返しているのですよ。やはりせっかく厚岸町にプールがあるわけですから、新しいメニューというか知恵を絞っていただきたいのと、何か私はお金をかけなくても、こういうことをやりますというイベント的なことでもいいし、例えば夏の間だけでもいいのですよ、お年寄りの皆さんに健康のために、医者がいなくてもこういうことをやりますから来てくださいとか、1年に一つでもいいから新たなメニューを施行していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 時間の関係で簡潔に答弁させていただきますけれども、確かに事業的には毎年同じような事業になっております。今後につきましても、議員言われたとおり町民の皆さんがどういうものを望んでいるのか、あるいは私たちが何ができるのか、指導者の問題を含めてそういういうことではなくて、当面その中では先ほども答弁させていただきましたけれども、それらを含めて何ができるのか、講師がいなければ、では職員が積極的に研修等へ行って学んできて教えるような体制等々を含めながら、検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

●南谷議員 はい。

以上で、9番、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、12番室崎議員の一般質問を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従い質問を申し上げます。質問は防災訓練についてであります。

1、町は、町民を対象にどのような内容の訓練を行っているか。2として、町職員を対象に、どのような内容の訓練を行っているか。以上、お答えいただきたい。

以上であります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

防災訓練についてのうち、初めに町は、町民を対象にどのような内容の訓練を行っているかについてであります。ご承知のとおり、毎年度、厚岸町防災訓練として、津波避難訓練を行っております。

訓練は、北海道が公表した新たな津波浸水予測に基づき、根室沖から十勝沖を震源域

とするマグニチュード9.1、震度7の地震が発生、その1分後に札幌管区気象台から大津波警報が発表され、24分後に10メートル以上の津波が到達するとの想定のもと、厚岸町が防災行政無線やI P告知端末、緊急速報メールで伝達した避難指示を確認して、直ちに自宅などから最寄りの避難場所に避難するとともに、その際に避難経路と避難に要した時間を確認、検証するといった内容で行っております。

また、特別養護老人ホームとデイサービスセンターでは、入所者や利用者を対象に津波を想定した避難訓練を行っておりますし、町立厚岸病院と介護老人保健施設でも、外来患者や入所者を対象に同様の訓練を行っております。

さらに、沿岸地区の各小中学校では、児童、生徒を対象に保育所では児童を対象に、児童館では子供たちと来館者を対象に、津波を想定した避難訓練を行っております。

このほかの訓練では、去る3月1日と2日、北海道の協力を得て、津波の影響が大きい湖北、湖南市街地の沿岸地区自治会を対象に、津波について、いま一度学び直し、自分の住んでいるまちのことや日ごろの備えを見直しながら、津波発生時にどのように逃げれば命を守られるかを考えることによって、一人ひとりの防災意識を向上させることを目的とした災害図上訓練、いわゆるDIG訓練を行ったところであります。

次に、町職員を対象に、どのような内容の訓練を行っているかについてであります。厚岸町防災訓練では、津波避難訓練時において、同報系防災行政無線、I P告知端末、緊急速報メールからの災害情報の周知、コンキリエに災害対策本部を設置して口頭による指示、報告、移動系防災行政無線による職員間での通信、衛星携帯電話による職員間及び町民との間での通信を行うといった情報伝達通信訓練、防災資器材である非常用発電機操作訓練、エアテント設営訓練、住民避難誘導訓練、役場から移動しての災害対策本部設置訓練を行っております。

また、関係機関総合連携訓練においては、関係機関・団体協力のもとでのテント設営訓練、避難困難者搬送訓練、交通規制訓練、トリアージ判定・応急処置訓練、緊急患者空輸訓練、非常食炊き出し訓練を行っているほか、水道課職員による給水訓練を行っております。

さらに、役場庁舎での消防訓練では、火災を想定した役場自衛消防隊の総合訓練として、119番通報と庁舎内非常放送、来庁者の避難誘導、屋内消火栓による放水、消火器による消火、エレベーター停止、防火シャッターの閉鎖、けが人の救護、書類等の搬出といった訓練のほか、テント設営と土嚢づくり・土嚢積みも訓練として行っております。

このほか、特別養護老人ホームとデイサービスセンターでは、施設の火災、自然災害を想定しての緊急連絡訓練や入所者、利用者の避難誘導訓練を、町立厚岸病院と介護老人保健施設では、役場庁舎と同様に自衛消防隊の総合訓練において119番通報訓練、避難誘導訓練、救助降下訓練、消火訓練、放水訓練、地震・津波を想定した訓練において、地震による施設の被害状況の確認や院内での避難路確保、外来患者や入所者の避難誘導などの訓練を行っているほか、保育所と児童館では子供たちや来館者の避難誘導訓練を行っております。

以上でございます。

●室崎議員 それぞれの部署において完璧に訓練を行っているので、いざというときには少しも騒がず対応できるというふうに言って、これで私の質問を終わるわけにもいきませんので、一つ一つ具体的にお聞きをしていきます。

まず、前提として申し上げるのですが、一番厚岸でもって大きな災害として予想されるのは大津波でしょうね。これはもう町の市街地がほとんどやられてしまうと。それからこの前議員研修会のときに九州の駐屯部隊が福島に入ったんですね。その隊長をなさった方、破裂した原発のすぐそばで仕事をなさった方が講演をしてくださいました。その時に冒頭おっしゃったことばが非常に印象的でした。他の災害は生存者の救出にある、しかし、津波の被害の場合には遺体の回収だと。津波が入った、もう生きている人はいないんだと、それが津波災害の恐ろしさだということを最初に言いました。これはなるほどなと思いました。ですから厚岸町でも、一番恐ろしい大津波を前提にして、そこから考えているというのは当然だろうと思います。

それで例えば、厚岸町地震津波防災対策アクションプログラムというような、いわばマニュアルをつくっていますね、非常に問題点はきちんと書かれている。ただ、マニュアルというのは一定の被害を想定して、それに対する対策を考えるというものです。ところが実際の災害は、こちらが考えたとおりに来てくれる保障は全くありません。最低限として計画による行動が的確にできるということはもちろん大事なのですが、予期せぬ状態というのが常に起こり得るのが災害です。そのときに的確にその事態を判断して、そしてそれに対応する能力を持っていなければなりません。これは訓練でしか培えないのですよね。ですから、今、いろいろ言われているんですが、特に防災総合訓練という大規模訓練に対しては批判が強いです。いわくイベント、いわく儀式、いわくショー。

例えば、これは都会なんですけどその自治体の職員がふだん着たこともないようなヘルメットをかぶって、立派な防災服を着て、ずらっと公園に並んで交通整理をやっている。自衛隊の人たちがずらっと並んでる。実際の地震が来たときはそんなことというのは絶対あり得ない。そうすると、避難した人たちは熱心な人ほど、そういうイメージができてしまう。いざというときには誰かが助けに来てくれるという幻想を持つ。百害あって一利なしということすら言われています。ですから、実践的訓練の必要性ということが非常に大事なんですね。

訓練には、大きく分けて二つあるそうです、机上訓練、これは図上訓練とも言います。これは頭脳訓練なのだそうです。それともう一つは、実動訓練ですね。それで、まず町職員を対象にした部分からお聞きしていきます。ちょっと1問目と順番逆になりますけれども、勘弁してください。

このアクションプログラムというのを見ますと、5ページや7ページに、実に訓練の必要性ということがうかがわれることがきちんとお書きになられていて、問題点はよく把握しているんだろうと思います。行政防災力の強化が必要であると、これ町長、今回の行政執行方針でもおっしゃっています、住民、企業関係機関が一体となった防災訓練が必要であると、これは毎年度行くと、それから災害を想定した職員の防災訓練、参集訓練、情報伝達訓練、こういうものが必要であるということをおっしゃっている、全くそのとおりだと思います。ですから、抽象的な目次としては、全く見事に書かれている

わけであります。こういうものは性質上、そこまでしか書けないでしょうと。それで、その抽象論の話は、今、わかりましたので、今度は具体的に一つ一つお聞きしますので、よろしくお願ひしたい。

これも最初に言っておきましょう、平成24年の第4定例会のときの一般質問で、私は時系列に従って町が何を行うかということをお聞きしました。まず、大津波が来たら、来るという状態になったとき、町は何ができるかと、ここで八つ勘定の仕方もあるでしょうけれども、行政防災無線による避難の呼びかけから始まって、児童・生徒への避難誘導まで8項目挙げていらっしゃいます。私が挙げたのではないですよ、答弁の中ですよ。それから、今度第1波襲来からある程度時間がたった、例えば10時間とか24時間たったときに何をやるか、これで20項目を挙げていらっしゃる。それから3日以降、これについても17項目挙げていらっしゃる。だから、何をやらねばならないか、何をやるかということもよく把握なさっていると思う、それを前提にしてお聞きしますから。

それで、まず、9月16日敬老の日でしたね、あのときに大雨が降ったんです。今、これで見ますと言うと、いろいろな訓練をなさっているから、そときも実に的確に動いたんだろうというふうに思うのですけれども、一人ひとりを見ると本当に一生懸命なさっていた姿、これは目に浮かぶのですが、全体として右往左往をしていたようにしか見えない。この後の臨時会でもって私お聞きしたときに、反省点としていろいろおっしゃっていましたので、一応それを骨子にしてもう一度復習の意味で申し上げるが、例えば待機命令が出た、役場に集まれという命令が出た。行った。しかし何をやれというのはとうとうなくて、ずっと黙って待っていたと、こういう話がちらちら聞こえてくる。水道課は、あれもやれこれもやれ、あれもやらなければ、これも何だかというわけで、てんやわんやだった。だから一つ一つがうまくいかなかった。総務課はとにかく連絡に走って歩いていて、それで総務課の席に行っても空っぽだった。こんな話がいろいろ聞こえてくるんですね。いざというときに、こうやる、ああやるという訓練をしている割には非常にお粗末な状態が9月の16日はあったんですよ。

それで、今、ここでもって見ますと、土嚢づくり、土嚢積みなども訓練しているというのですけれども、聞いていると何だか土嚢だか氷嚢だかわからないようなものをつくっていた人だとか、あれに一杯に土入れて、引っ張っても動かなかったというような話だとか、恐らく土嚢の土の字も知らないのではないかというような話も聞こえてくる。こういうものが全部反省点として、今、動いているのだろうと思いますので、これらについては一々お聞きしませんから、これまでは前置きです、ここからお聞きします。

それで、まず、大津波警報が出た場合、役場庁舎は使えないということを前提にするわけですね。それで、湖北地区ではコンキリエを対策本部設置の場所にするんですね、防災センターにするんですね。そうすると執務中に大地震が来たとき、そして大津波が来るよということになったときに、約200人以上の人が一斉にコンキリエに移るんですか。そのように移動しなければならない、徒歩でもって移動するというふうな話は前に議会で聞きましたが、誰がどの道を通って動くのか、200人の人間が、それから何分くらいかかって、向こうでもって本部が動き出すのか、それについてはどういう訓練をやっているのか、まずこれ端的にお答えいただきたい。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） お答えさせていただきます。

10月の避難訓練の際の想定につきましては、執務中に起きたということで想定をしております。その際は、公用車に職員が乗り込んで、アミカのほうに車をとめて、そこから職員は徒歩でコンキリエに避難をするという形で、約10分程度で避難をすることを想定しております。そのほかの職員につきましては、その際の津波避難訓練でありますので、住民の声かけ避難をしてくる住民の人たちに声をかけるために、そちらのほうに配置をしておりますので、その際の訓練につきましては管理職を中心に役場からコンキリエに移動するといった訓練を行っております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 町全体の総合避難訓練の模様を聞いているのではないんですよ、いざ執務中に大地震が来て大津波が来ると大津波警報が出たときに、ここにいる人は全員山の上に動くのですか。それとも管理職など選ばれた人だけが自動車に乗って、アミカまで行って、そこから歩いてコンキリエに上がることになっているのですか。実践的な話をしているんです。儀式の話をしているのではないんです。ですから、そのときの計画はどうなっているのか、それに従った訓練が行われているのか、いないのか、この2点的確に答えていただきたい。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 全ての庁舎内の職員を対象にした避難の訓練は、今のところ行っておりません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 誰が、どの道を通って逃げるかもわからないし、それだけ200人の人間が一遍に動き出したときに道がいっぱいになって、どうなるかもわからないし、自動車で一部の人が行くといって、実際にこの前の3月11日の大津波のときには、真龍小学校の前から味覚ターミナルの駐車場まで来るまで列ができましたよね。そんな中をどうやってアミカまで町職員が行くのか、こういうことについて実際にやってみないで何がわかるのかということです。次に行きます。

ここの町長の答弁の中にも、非常持ち出しの話がありましたが、明日地震が来るからという予告があって、それから地震が来るわけではないですね、執務中にいきなり不意をつかれるように地震が来るんですね。そうすると、手ぶらでもって味覚ターミナルに動くわけではないと思う。やっぱり最低限の重要な書類だとか、いろいろなものは持っていかなければならないでしょう、そのほかにもいろいろ器具があると。日常いざそういうときになったときに、何を持っていくのかということは各職員はみんな常に意識し

て、そして全く迷わないでやることができるように、これ机上訓練でも何でもいいのだけれども、やっていますか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 書庫の表には、非常持ち出しのシールを張って、これらが重要書類だということの、それぞれ各部署の中で職員への周知は図っておりますけれども、それが実際にどのぐらいの重さがあって、どれだけのものが必要なものとして、どのような形で運ぶかということの訓練については、行っていないというふうな現状でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、いざというときに持っていけるかどうかについては全く保障はないと、やったことないんだもの、ということでもいいですね。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） そのように受け取っていただいて結構です。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 次に、これはアクションプログラムの中に出てくるのですが、参集訓練というのをやらなければならないということも書いてますね。これ執務中なら参集ということはないでしょうね。朝早くとか、夜でも明るい退庁後だとか、それと深夜とでは全く違うでしょうね、条件が。そういういろいろな条件の中で、全員が集まるなんていうことは不可能でしょうけれども、特に大地震があったりしたときは、そういう中で、とにかく一斉にみんなが集まるというような訓練が必要だと思うのですよ、実践的訓練というか、そういうことはやっていますか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 実際に10月のときの防災訓練の際には、それぞれの自宅から役場のほうに参集をすると。それから、参集をすること自体を参集訓練として行っているというのが実態でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それで実際に災害が起きたときに、役に立つ参集訓練になっていると、やらないよりはるかにいいですけども、そういうふうにお思いですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） そういう形でここ何年も行ってきておりますけれども、その中で、それぞれの職員の中にはそれらが浸透して、もし自分が違う場所にいた場合については、それぞれの上司のほうに連絡をするなり何なりをして、自分はきょうは今の何分後でなければ行けないというようなことも連絡取り合っている部分もありますので、それはそれなりに、ちゃんとした形で職員には伝わっているものというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 誤解のないように、ここで一つ申し上げますが、前に3月11日の10年ぐらい前に大きな地震が2年か1年おきかに続けて来ましたよね。あのときに1回は夜にあつたし、1回は朝でした。その朝のときに実は私、地震が起きて10分たつたたたないかで、役場に来てみたのですよ、そうしたら、そのときに7割以上の方はもう既に仕事についていました。私は議会でも申し上げただけけれども、感激したということを行いました。自分の家を棄けてでないと来れないですからね。そういう意味で厚岸町の職員というのは非常に能力が高いというふうに思っている中で話していますから、どうかその点は誤解のないように。

それで、今度別な話に入りますが、災害対策本部と言っていいんでしょうね、湖南地区は真龍センターか、こっちは味覚ターミナルなんですね。役場のそばですから、あっちが実質上本当の本部になるでしょう。そのコンキリエにばっと入って、どうやっていくのかという話が、今、ありましたけれども、役場が移ってしまうわけですよ、200人ぐらいいるのでしょ、ここで執務している人は。それで味覚ターミナルに入りますね、入ったらすぐそれぞれがばっと部署について、動けるんですね。あの機械はどこにあるんだ、この機械はどうやってスイッチ入れるんだ、接続しているのか、そんなことはないのしょうね。そういう手慣れたことができるような訓練というのは全員が受けているわけですね。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 東日本大震災後に、役場庁舎で災害対策本部を設置するということはだめだということで、コンキリエのほうに災害対策本部自体を移すということを決めたのが、まだ2年前の話なものですから、まだその中で実際に訓練を行っているというのは、その10月のときの訓練しか行っておりません。ただ、備蓄品、防災資器材等につきましては、コンキリエの横の倉庫にしまっていることは職員も知っておりますし、ただそれを全員が同じ形で組んだり、準備をすることができるかということ、まだそこまでの訓練には至っていないということで、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 災害が起きて今お話ししている話は、せいぜい食糧だとかテントだとかの話だろうと、今のイメージでは思ったのですが、実際災害対策本部機能があそこへ全部移ると、やるべきことは物すごいたくさんありますよね。例えば、広報関係を考えると、まずマスコミ対応をしなければならないと、それから町民への情報伝達という非常に大事な仕事がありますね。それから福祉部門なんかを考えると、福祉部門も10メートルの波が来たら、あそのアミカには、いられないと思うのだけれども、いわゆる要援護者対策だとか、いろいろなものがぱっと入ってくるでしょうね。それから建設部門では町の状況、特に交通網の状況、そういうものをすぐ把握しなければならないですね。それぞれの部署で、また水産の部門だっていろいろなものが出てくるでしょうね。そういうものの中枢部が本部機能なのです。本部でもって一生懸命乾パンを分けて、1人分だといってつくっているような作業だけが本部機能ではないのですよね。そういうものが一斉にぱっと動けるようでないといけないと困るわけです。

それから、もう一つ忘れがちなのは、どんな非常時になっても、これどの段階でもそうなんです、役場だけの問題ではないのですが、日常業務の中でこれだけはやめるわけにはいかないというものがあるはずですよ。そうするといわゆる事業継続計画とか業務継続計画とかと違って専門家は言うのですけれども、そういうものはまたそういう部署がそこでやらなければならないですよ。もちろんそれに必要なものは向こうに運んでなければならないのですけれども、そういうようなことについて、まず第一に机上訓練をしなければならないですね、非常訓練というは頭の中をつくるのですよ。今、オリンピックのあれなんかで、随分とテレビでやってみましたけれども、イメージトレーニングというのがありますよね、これは組織としてのイメージトレーニング、その机上訓練というものができて、それから実動訓練に入ると思うのです。机上訓練でこうしようと言ったとおり動けるかどうかというのは、やってみないとわからないですから、そういうようなものをでき初めて、いわゆるいざというときには味覚ターミナルが本部になって動くのだすよと言えるんだと思うのです。紙の上にくら味覚ターミナルを本部とするセンターとすると書いたって、それで動くわけじゃないですよ。そういう意味での訓練行っていますか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） それらに必要な備品、さらにはその本部を設置するためのエアテント、それと各種テント、それとシステムを起動させるためのいろいろな配備、その辺というのは実を言うと今年度で全てある程度そろえることになっておりまして、それらの訓練を机上、さらには実践の中での訓練を行っているかということ、まだ行っていません。これは早急に平成26年度に進めるよう行っていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 あえて厳しいことを申し上げると、資材が全部整って万全になってから初めて訓練をやるというようなふうに今聞こえるんですけれども、まだ資材整っていないから津波さんちょっと待ってくださいと言ったら、おいきたと言って待てるんならいいんですよ。これわからないのですよね。だから、ボールペンがなかったら鉛筆で字を書くような発想で、あるものを使って少しでもやれるようなことをやっておかないとダメなのです。確かに、あれとこれがないから、ここの部分難しいというのはあるでしょうけれども、でも人の力である程度補おうとしなければだめですよ。そういう意味で、全部整って万全に道具がそろったから、初めて訓練始めましょうでは私は余りいただける話ではないかと、そのように思っていますので、その点もよくお考えをいただきたいのです。

それで次に行きます。町民への情報伝達というのがありますね。これ9月16日のときにはさっきも申し上げたけれども惨たるものでした。8時からの断水の話が6時からの1回だけの防災無線しかできなかった。これは全部水道課に任されていたので水道課はいろいろなものを一遍にだから、てんやわんやでどうにもならなかったということは、議会でも担当者が言っていました。そうだったと、大変だったと思うのですが、やはり体制ができてなかったのだなということです。それで特に、情報の発信と集積というのは表裏一体なんですよ。町民からの問い合わせがぼんぼん入るんだけど、水道課の人以外は全くわかりませんとしか言えない。何で情報の一元的集約、早く言うと情報センターですね、そういうものをつくって、それは水道課から取り上げて、水道はほかの仕事できりきり舞しているから、そしてやれなかったのかというのが恐らく後知恵でしょう、後から考えるとそういうことになると思う。こういうようなものについての訓練ですね、ここの部分だけ切り離してやったってできるのですよね。そういうものについても何かなさってますか、あれの後。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） やっているかといえば、行っていません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 何を聞いても同じような答えなので、私もちょっと辛いんだけど、避難所の開設というのがあります。避難所の開設って避難所という建物をつくればいいことではないですよ。それにつながるいわゆる外部分というのが非常にたくさんあるわけですよ。これらについては、10月に避難訓練をやる時に何かエアテントをつくるという話があったのだけれども、そういう問題ではなくて残った建物を使って避難所をつくれますね、指定するわけですよ、多くの人が入ってくるから。そういうようなもの、それと、そこにはそれぞれ担当者が入っていろいろな連絡をしたり、それから特に医療救護が必要な人については、別のところへ運ばなければならないだろうし、いろいろなことをやらなければならない、そういう訓練はやっていきますか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） その避難所運営的な訓練は、今、現在行っておりません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それから、医療救護所の開設というのも、これ絶対必要なのですね。これは今見たら、町立病院は町立病院で火災訓練をやるとかいろいろ言っていますけれども、そういうのとはまた別に行政全体で動く中で、これはもう厚岸町の医療機関というのは町立病院と田中医院だけですから、この両方に入ってもらったら形のとりあえずの医療救護所というのをつくらなければならないと思うのです、いざというときにはね。これについても実際に実動訓練までいかなくてもやはり机上訓練ということは、やっておかなければならない分野だと思うのですが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 考えといいますか、その必要性があるとして関係機関、連携の中ででの総合訓練の中では、実際に第2埠頭で災害救護所というのを想定をした中でつくって、その中で先生（医師）たちが入って、看護師も入っての訓練は行っているということであります。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 大津波が来たときに、埠頭でつくるのですか、救護所というのは。それ自身がもう既に訓練のための訓練ではないですか、実際にはそんなところでつくれないでしょう。10メートルを超えるような大津波が来ると言っているのですよ、役場にいたらみんな死んじゃうかもしれないから、山の上に上がろうと言っているのですよ、そういうことなんですよ、私が言っているは。実際にそこにいたテントを立てて、何してやれとは言っていない、机上訓練だけでもやっぱり実践的にやる必要があるのではないかと、そういうことなんですよ。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） コンキリエのほうにはそのためにテントを準備をしておりますので、それらを使った訓練というのは、今後緊急的な災害救護所とするための訓練というのは必要になってくるだろうというふうには考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 アクションプログラムを見ますと、ライフライン関係機関との連携ということが書かれています。これはやっぱり連携の強化と書いてあります。そうすると、強化するためには最低限でも机上訓練を行って、そしてもし万が一の場合にはおれはこうするよ、町はこういうことを頼むよ、こういうふうにするよ、ここのところは非常に危ないところだから、あんたのほうでこれ頼むねという話になるわけでしょう、恐らく、机上訓練というのはね。やっていますか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 事、道路に関しては特に最近の災害の大きさ、災害の多さという部分で、道の建設管理部と、あとは開発建設部、それと厚岸町の三者の中でその辺のシミュレーションを立てて計画を立てているというのはありますけれども、その他ライフラインにつきましては、それぞれの部署で水道課等々で、その辺は行っているというふうに聞いております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 道路と水は、わかりました。電気なんですよ。3月11日のときにも、これ大変な問題を起こしているのですよね。はっきり申し上げますが北電は厚岸町に対して非常に非協力的でしたよね。町長はもう本当に余り生な話はしたくないけれども、相当に厳しいことを言って初めて北電を動かしたですね。値上げするとか何とかというときには、非常に公共性を主張するのだけれども、こういうときになると私のところは民間ですからと言い出すのですよね。それではやっぱりうまくない。日常の中でのそういうものに対しての備えがないと、やはりあの人たちはあの人たちの組織の中で考えますから、百歩譲ってある程度は仕方がないと言っておきますが、そうすると、やっぱりいざというときにどうするのかということについて、やはり町としては、相当積極的に働きかけて巻き込んでいかなければならない。だってね、大地震というのは夏に来ないんですよ、経験上、大体寒いときにくるのです。そして電気がとまると今の時代、命にかかわるのですよ。ですから、ライフラインという中には当然この電気が入るというふうに思うのです。これについても、今、ここでもって具体的に明日こうしますなんていうことは言えないだろうけれども、少なくとも方向だけはきちんと示していただきたい。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 実は、先日の梅香から松葉にかけての停電の際も、なかなか北電さん、さらに実際に作業に出ている方々と北電の事務所との間、センターとの間ですか、これがなかなかうまく連携がとれてなくて、私どもも防災無線で流したり何なりする上でやっぱり必要なものですから、いろいろとその辺は北電のほうに働きかけをして情報収集を行ったところですけども、今、一番の議員ご心配されるとおり、この電気

の部分というのが一番難しいだろうというふうに思っていますが、この辺につきましては、ただどうも実際の事務部門と作業部のこの北電の仕組みというのが、私どもよく把握していない部分もありますし、よくわからない部分があって、この辺からまずは進めていかなければならないのかなというふうには思うのですが、必要性としてはこの電気だけは命にかかわることになりますので、どのような形にできるかというのは、厚岸町だけではなくてほかのところの町村とも検討していきたいというふうに思っています。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 私が思いつく、本当に思いついたことだけで全体の中では本当の氷山の一角だと思うのです。まだまだいろいろな論点があると思うのですよ、行政防災能力の充実を図るという意味でね。

それで、もう1点お聞きしますが、実は厚岸町が主催した防災講演会があります。講演会の話は今しません、私訓練の部分だけ言ってますから、そのときに、気仙沼かどこかの総務課長さんか誰か、いわゆる防災の担当の役場の実務課の方が見えまして。この方の話は非常に実践的でおもしろかったと言ったら失礼なのですが、ためになりました。その中で彼は本当に深いため息と一緒に言っていたですね。十年一日のごとく何月何日は避難の日です。そして町職員がみんな辻々に立って誘導して、そして町民の皆さんに避難してもらいました。そういう訓練をやって防災訓練をやっていますと言っていたのです。しかし、いざというときに、これは何の役にも立たなかった。それで、今、私たちの町は実践的な訓練をいざというときに使える訓練をどうするかということで、一から見直しをかけていますと、これはよその町に行ってしまうのは大変辛いと思いますよ、自分たちのやってきたことを言うのだからね。人の町のことを言うのは簡単だ。

それで、こういうことを言ったのですよ、机上訓練をやる。きょうは総務課がやる、総務課がこの仕事を担当する、決める。はい、あんたはこれ、あんたはこの係、あんたはこの係と決めておく。それで、具体的な想定の問題は課長さんが出す、ポンと。そのときに、例えば8人いた、そのうちの2人は現場に來れなかった、安否確認できていないということで外してまう。そうするとその係がいなくなるわけですよ。その中で残った人間でやれと、こういう机上訓練を今やっているのだと、あのとき言いましたよね。総務課長も聞いていたでしょう。私あれはすごいなと思った。やっぱりそういうことも必要ですよ。いざというときに大震災で東北のどこかの町が消防本部が七つあったのだそうです、支部が。そのうちの三つが壊滅したというのです。残った四つでもって町じゅう全部を網羅してやらなければならなかった、私たちはパニックになりましたと消防の方が言っていたのをお聞きしたこともあります。だから、現実問題実際の場合には全員がそろえるという保障ないのですね。誰がいなくなるか、案外町長と副町長がやられているかもしれない。この前の大島は全く違う状態で、お二人が不在でしたけれども、そういう中でも動けるような訓練をしておかなければならない。そういう実践的ないわゆる予期せぬ事態にその場でどう対応するかという力をつける訓練、これが非常に必要だと思うのですよ。シナリオを最初につくっておいて、シナリオどおりできましたね、はい、バチバチでは訓練にならないという部分があるのです。もちろんやらないよりは

はるかにいいですよ。そういう意味で、やらないよりはいい訓練からの脱却をしていた
だきたい、そういうふうにするのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 昨年の講演会に来ていただいた気仙沼の担当者ですけれども、
この方につきましては、町長と一緒に被災地を視察した際にその方からのお話を聞いて
この人のお話であれば皆さんにわかっていただけるだろうということもあって、去年は
呼ばせていただきました。この方のお話を聞いて、それらの資料をぜひくれないかとい
うことで、講演会が終わった後に実はその担当者の方から送っていただきました。その
中で、いろいろと参考にさせていただいて、町としても行える職員のための訓練、さら
には住民のための訓練にぜひ生かしていきたいということで、資料をいただいております
ので、今後できる限りその実践に即した中での訓練というのを検討していきたいとい
うふう思っております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 時間も余りなくなってきたので、町長の答弁の中にもDIGの話が出ていま
したけれども、これ何か総務課の皆さんは防災の直接関係をする部署だということで、
振興局がやったそれには参加してDIGというのを経験したとおっしゃったが、全職員
が受けるべきでないかという提言を前にしておきましたが、もう全職員やっているの
ですね。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） まだやっておりません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 DIGだけが全てでないのですけれども、立派な資料を手に入れているのだっ
たら早く生かしてください。それで、次に移りますが、今度は町民を対象にした話を少
しお聞きします。

アクションプログラムの中にも問題点をきちんと書いていますね。住民、企業、関係
機関が一体となった総合的防災訓練、これは毎年度行いますよ。自主防災組織の防災訓
練支援、これは平成24年までにやりますよ、自主防災組織の防災マニュアルの配布もこ
れも平成24年までにやりますよということが書いているのですが、これ全部なさってい
るのかなというふうに思うのですが、この総合防災訓練というのは毎年10月に行ってい
るそれを指すということでしょうか。それでは、まずそっちは後からにして、
自主防災組織の防災訓練支援というのは、何カ所でどういうことを、いつやりましたか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 自主防災組織に対する支援関係でございますけれども、まず、平成24年の4月に自主防災組織立ち上げ等の説明会ということでマニュアルをそこですくらせていただきまして、配布させていただいております。それで、直接の防災訓練というのは行っておりませんけれども、支援と呼べるかどうかわかりませんけれども、立ち上げに関しての相談ですとか、説明会を自治会で行わせていただいているというところを大体5カ所ぐらいという内容でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 辛いですね、答弁が。ここには防災訓練支援と書いてあります。立ち上げ支援と書いているのではないんですよ。そうすると訓練やっていない、そういうことですね。

このもう1点のほうの総合防災訓練としての避難訓練ですが、これ前にも私、議会でお聞きしてますが、約7%対象人員のね、それで大体固定しているのですね。極少固定だ。悪く言うと訓練オタクだけなんですよ、大変悪い耳障りな言葉で言うと。ほとんどの人が出てこない。それでずっとやってきている。これ私が記憶あるだけでも相当昔から同じことをやっていますね、きのう、きょう始めたものではないです。町長はこんなに参加率が少ないのは厚岸町民がどうも危機意識に欠けると、そういうふうにおっしゃっている。そうかもしれない、そうでないかもしれない。町としては参加者をふやすためにこのやり方で7%しか出ないのだったら、こういうやり方を取り入れてとかそういうことは考えないのですか、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 避難訓練の中で、しかも短い中でこれまで行ってきて、時間としては長い時間の中で実際には行ってきていないというふうな状況です。避難訓練自体の中で何かその実践的なものとなると、やはりその関係機関との協力、それと自治会の協力も当然いただかなければならないというふうに思っていますけれども、まずは、今回行った災害図上訓練ですとか、あとは避難所の運営にかかる訓練というものもメニューの中にはあるということもお聞きしておりますし、それらを地道に自治会の方々に浸透した中で、その避難訓練への参加率を上げていきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 総論としては、全くそのとおりなのです。問題は各論なのですよ。今、DIGの話が出ましたからちょっとこれも言いますけれども、もう時間がないから端的に答えてくださいね、今回は、湖北地区全体で一つ、湖南地区全体で一つやったのですね。

だから、ここの町長の答弁の中では自治会を対象にと言っているのだけれども、地区でしょう、要するにね、全部の湖北地区の自治会入ってしまうのだから、少なくとも沿岸部。

それで、港町と白浜の人が一緒になって同じテーブルでDIGをやってもうまくいきませんよね、もちろん班を分けたと思います。となれば、細かく、せめて自治会単位でこれからやっていかなければなりませんよね、というふうにお考えですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 町長の町政執行方針にも書かせていただきましたけれども、町長からも町政執行方針にあったとおり災害図上訓練、ことしやったからといって来年度やらないということではなくて、まだまだきめ細かい形で自治会単位で訓練を行ってきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 シェイクアウト訓練というのがあるのですけれども、ご存じですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 詳細な内容までは把握していませんけれども、話は聞いたことはあります、そのような訓練があるということも聞いております、シェイクアウト。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 アメリカでは、今、すごい広がっているそうですね。それこそ100万単位の人が一斉に参加するというふうなことをやっているそうですね。基本はどうもいろいろ調べてみたのですけれども、私だって全く素人で余りご大層なことを言えないのだけれども、小学校なんかでもって、ぐらっと来たら、ぱっと机の下に隠れますよね。あれが基本らしいですね。要するに、まず自分の身を家の中で落下物だとか、家具が倒れるとか、その下敷きになって大けがをしたり死んだりする人というのは、阪神大震災のときはすごく多かったんですよね。今回の三陸の場合には、その後に猛烈な津波が来ていますから、それが陰に隠れてしまったけれども、現地でお聞きしたところ、津波の来る前の地震はどの程度でしたかと言ったら、この世が終わるかと思ったと役場の方が言っていました。物すごい揺れだったらしいです。そして、そこでやっぱり家具の下になって死んでいる人も少なくないんですよね。それを防ぐために、そういう時間を決めるのでしょうかけれども、一斉にぱっと家の中で安全なところに隠れる、机の下に入るとかそういうことらしいのですが、これをやると意識ができる。その後行われる避難訓練にも参加者が増えるというふうな話を、これを進めている人が言っていました。こういうのも検討してみてください。

それと最後になると思いますが、いろいろな関係機関との連携というのが必要だということを、アクションプログラムの1ページに書いています。全くそのとおりだと思う。それで、この防災訓練のときに、いやいや、そんなもの参加したってしょうがないよという人が私の近所もたくさんいるのですが、実はこの前この質問をいろいろ原稿をつくるために考えているときに、子供のときを思い出しました。昭和27年の十勝沖地震です。あのときも津波が入りました、床潭では2人の死者が出たのです。そのときに、私は小学校に上がるころですから覚えてますよ。消防団人が1軒1軒戸をたたいて、早く逃げろと、ぐつぐつするなと回ってきましたよ。偉いものだと思いますよね。避難のその地域で誘導していく大きな力を担うのは、その地域を一番よく知っている消防団の人だと思う。消防署の人よりもまだ地域を知っていますよね。こういう人たちも一緒になって避難のときにできないか、あるいはこれは今時間がないからそこまで入れないのだけでも、要援護者の避難というふうなことになるれば、行政でなんか行ってられないですよ。でも近所の人や消防団の人が、この人のためには3人なら3人入ってやろうねというような話をふだんから、いわゆる机上訓練をやっておくことも可能ですよね。そうすると、今のようにとにかく逃げてくださいではなくて、その前段階でいろいろなことができるのではないかと。それから3月11日のときに、私これは非常に自分自身おやつと思ったのですが、全く手ぶらで避難所に来る方が非常に多かったのですよ。あめ玉一つ持っていないのです。あれで電気もあったし、津波も2メートル50程度で済んだからいいのだが、あれ10メートルぐらいの津波があのかい入ってきて、避難所の電気は全部消えてしまったら、あの一晩は大変だっただろうと、下手したら二晩も三晩も、思うのです。そうするとふだんから、さっき役場の話ではないけれども、持って出るもの、こういうものはちゃんといざというときにはぱっと持って出られるような心がけを、個人もしていなければだめですよ。出る玄関のところまでの訓練というのだって必要でしょう。いろいろなことがあると思うので、そういうこともまた考えていただきたいと、時間的にもうそろそろ限度ですので、ここでやめますけれども、そういうことです。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 今いただいたご提言も含めて、今後の防災訓練等々に生かしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。できるものから行っていきたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 以上で、12番、室崎議員の一般質問を終わります。
休憩します。再開は3時50分から。

午後3時22分休憩

午前3時50分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。
一般質問を続けてまいります。

6 番堀議員の一般質問を行います。

6 番、堀議員。

●堀議員 私はさきに通告いたしました2点について質問をいたします。

1点目は、厚岸町漁業近代化資金利子補給条例についてであります。

(1) 厚岸町漁業近代化資金利子補給条例では、厚岸町は、漁業施設の整備拡充を図り、もって漁業経営の近代化を推進しようとする漁業者等に対して漁業近代化資金融通法に基づく漁業近代化資金を貸し付ける融資機関に対し予算の範囲内で利子補給金を交付することを条例第1条の目的として制定されているが、この条例について次のことを質問します。

ア、条例第2条第1項第1号の漁業者等の定義において、法第2条第1項第2号に定める水産業協同組合法第3章の漁業生産組合がないのがなぜか。

イは、条例第2条第1項第1号のア中の漁業を営む法人でその使用する漁船総トン数が110トン未満とされている根拠を示されたい。

ウは、条例第2条第1項第1号のイ中の水産加工業を営む法人であって、その常時使用する従業者の数が40人以下とされている根拠を示されたい。また、法第2条第1項第5号において資本金の額もしくは出資の総額が1億円以下であるものとの定義規定があるが、この規定と同様な規定が条例にないのは、なぜか。

エは、法第2条第1項第10号と同様な規定が条例にないのはなぜかを聞きます。

オといたしまして、条例第3条第2項中利子補給の期間は、利子補給の承認のあった年度から5年とするとなっているが、その根拠を示されたい。

カは、条例第3条第2項の利子補給の期間については、近年の漁業を取り巻く厳しい環境と後継者不足に積極的に対処していくためにも、国と同じように利子補給契約年限以内と改正すべきと考えるが、どうかをお伺いします。

大きな2点目は、コンプライアンス研修等の導入についてをお伺いします。

金融庁が定める金融機関への総合的な監督指針の中に事務リスクとは、銀行の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクにかかる内部管理体制を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要があるとされ、人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。年1回以上、1週間以上の連続休暇を取得させているか。職員教育において職業倫理が盛り込まれているか。なお、派遣職員等についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同様の措置を講じているかと定められており、このこと自体は、金融機関への監督指針であることから、地方自治体が遵守するものではないが、公金を扱い町民からの高い信頼のもとで行政を推進しなければ地方自治体においても、監督指針と同様の内部監査体制の確立等が必要と考え、次のことを質問します。

アは、町において、人事のローテーションに関する基準はあるのかをお伺いします。

イは、管理職等において、年1回以上、1週間以上の連続休暇を取得させ、その間に業務監査をするというようなことなどはされているかをお伺いします。

最後ウは、職員研修において、研修内容の中に職業倫理に関する研修は盛り込まれているか。また、その対象は臨時職員等も含む全職員に対し、定期的に行われているかをお伺いします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番堀議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の厚岸町漁業近代化資金利子補給条例についてのうち、初めに条例第2条第1項第1号の漁業者等の定義において、法第2条第1項第2号に定める水産業協同組合法第3章の漁業生産組合がないのはなぜかについてであります。厚岸町漁業近代化資金利子補給条例は、昭和45年2月25日に臨時会において制定された条例であります。

まず、漁業生産組合についてであります。漁業協同組合が指導事業や販売事業、信用事業、共済事業等多岐にわたって共同化を図るのが目的であるに対し、漁業生産組合は生産面の共同等を図ることが目的で、労働面での共同化に特化した組織ということですが、漁業生産組合については、厚岸町内での設立がなく、その後の設立も見込められないため、対象としないと判断したものであります。

実際に事業生産組合の設立に当たっては、水産業協同組合法第63条第1項の規定により、行政庁の認可が必要となりますが、当地域の申請先である釧路総合振興局に確認したところ、現在までに当町において漁業生産組合設立の認可を行った事業はないとのことであります。

次に、条例第2条第1項第1号のアの中の漁業を営む法人で、その使用する漁船総トン数が110トン未満とされている根拠を示されたいについてであります。漁船総トン数については、漁業近代化資金助成法施行令の規定にあわせて、条例制定当初は70トン未満とし、その後昭和60年12月に110トン未満に改正しております。その後、国ではさらに平成7年に130トン未満に改正を行ったところでありますが、当町では、これに対応しておらず、110トン未満のままになっているものであります。これはただし書きにおいて特別な理由がある場合において、農林水産大臣が承認したトン数としており、農林水産大臣が3年ごとに見直しを行います。現在は、さんま棒受網事業で、総トン数が200トン未満と指定されており、国の施行令にあわせた改正をしなくても、当町の実態からは運用に支障がないため、改正の必要はないと判断しております。

次に、条例第2条第1項第1号のイの中の水産加工業を営む法人であって、その常時使用する従業員の数が40人以下とされている根拠を示されたい、また、法第2条第1項第5号において、資本金の額もしくは出資の総額が1億円以下であるものの定義規定があるが、この規定と同様な規定が条例にないのは、なぜかについてであります。従業者の人数については、条例制定当時、漁業近代化資金助成法の規定にあわせ、常時使用する従業員の数が40人以下としております。漁業近代化資金助成法では、その後昭和49年に常時使用する従業者数が100人以下に改正され、さらに平成7年には、常時使用する従業者の数が300人以下であるもの、またはその資本金の額、もしくは出資の総額が1億円以下に改正されております。

当町では、条例制定当初から今日まで、水産加工業を営む個人及び法人に対して融資

実績はなく、また水産加工業者から漁業近代化資金にかかわる利子補給を求められた状況も、調査をした限りではありません。当町の条例は漁業近代化資金助成法、現在は漁業近代化資金融通法に名称変更をされておりますが、その法律に基づき融資期間による融資が実行された者に町独自の措置として利子補給を行うもので、必ずしも法律と同様にする必要はありませんので、水産加工業に対する措置については法改正にあわせて常時使用する従業者の数が300人以下であるもの、またはその資本金の額、もしくは出資の総額が、1億円以下とする条例の改正は必要がないと判断しております。

次に、法第2条第1項第10号と同様な規定が条例にないのは、なぜかについてであります。この規定については平成7年の制令の改正で追加されたものであります。漁業近代化資金融通法施行令第1条第1項第1号から第3号に、団体または法人についての要件が規定され、この中で水産業の復興を目的とする一般社団法人、または一般社団法人などが対象となっております。現状では当町に該当する団体はなく、また設立も見込まれないため、この規定がなくても支障はないことから、改正の必要はないと判断しております。

次に、条例第3条第2項中利子補給の期間は、利子補給の承認のあった年度から5年とするとなっているが、その根拠を示されたいについてであります。利子補給の期間については、昭和45年2月の条例制定時において、利子補給期間は3年間としておりましたが、その後、平成元年12月の条例改正において、3年から5年間に延長し、現在に至っております。

利子補給期間の根拠であります。国の利子補給期間と同様にした場合、7年程度の償還期間が多い昆布乾燥機小屋や、償還期間が15年の総トン数の大きな漁船などの建造や改造に要する資金について、利子補給金が増大し、町財政負担が過大となることから、現在の利子補給期間に設定されているところであります。

次に、条例第3条第2項の利子補給の期間については、近年の漁業を取り巻く厳しい環境と後継者不足に積極的に対処していくためにも、国、北海道と同じように、利子補給契約年限以内と改正すべきと考えるがどうかについてであります。利子補給期間の延長については、厚岸漁業協同組合からも要望を受けており、現在、潜在的な需要や所要額等について調査を行っております。

近年の非常に厳しい経営環境から、設備投資による近代化に躊躇している漁業経営者も多くいるとの話も聞いており、その要望の必要性については、承知しているところであります。期間延長した場合は、債務負担による後年度の町の財政負担が大きく増大することから、町財政の健全化に影響を及ぼすことにもつながりますので、これらも踏まえ、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の仮称コンプライアンス研修等の導入についてのうち、初めに、町において、人事ローテーションに関する基準はあるのかについてであります。職員の異動、配属等について定められている基準はありません。

次に、管理職等において、年1回以上、1週間以上の連続休暇を取得させ、その間に業務監査をするということなどはされているのかについてであります。まず、休暇制度において、管理職を含む全ての職員に対し、強制的に1週間以上の連続休暇を取得せよといった制度はなく、また、当然に地方公務員法上もそのような規定がないことをご

理解願います。

なお、厚岸町では、内部的な業務監査を行うといった制度は設けておりませんが、これにかわるものとして、平成19年度からのスタッフ制導入に当たって策定した厚岸町スタッフ制運用指針に基づき、年度の初めに所属内の年間業務計画として、係ごとに年間スケジュール表や分担事務年間スケジュール表、分担事務の配分表を作成させるとともに、これら計画の進捗状況や適性な事務の執行について、課内会議や朝礼時に適時確認するよう、指導、徹底を行ってきているところであります。

次に、職員研修において、研修内容の中に職業倫理に関する研修は盛り込まれているか、また、その対象は、臨時職員等をも含む全職員に対し、定期的に行われているのかについてであります。職員の職業倫理としては、一般的に法令遵守と法令違反行為の隠ぺい禁止、適性な経理処理、説明責任、町民の疑惑を招く行為の禁止、町民への誠実かつ公平・公正な対応、個人情報保護、情報セキュリティ対策などが挙げられると思います。

厚岸町は、これら職業倫理が盛り込まれた悉皆研修と言われる新規採用職員研修、初級職員研修、中級職員研修、指導能力研修、管理能力研修を職員の入庁年数や役職に応じて受講させているほか、職員の希望に応じ、同じく公務員倫理が盛り込まれた地方自治法や地方公務員法に関する研修を受講させております。

このほか、嘱託職員や臨時職員、非常勤職員を含めた全職員、特に公金を取り扱うこれらの職員に対しては、平成18年に策定した、公金等の徴収の引き継ぎなどにかかる留意事項を定めた厚岸町公金等適性処理対策マニュアルに基づき、それぞれ配置された部署において倫理に関する指導を行ってきております。

また、当然ではありますが、監査委員からは、例月出納検査や定期監査を通じて、適性な事務・事業の執行について、必要な指摘、指導を受けているところであります。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 それでは、まず漁業近代化資金からいきたいと思うのですけれども、まず一番最初に聞いてアですけれども、漁業生産組合ですけれども、これは以前も何かで話題には出たのですけれども、奔渡7丁目のほうに漁業生産組合という看板立っているところありますよね。あの生産組合が今もあるかどうかというのは私も承知はしていないのですけれども、ただ、大事なのが今までもないから、規定がなくていいというふうには私はないと思うのです。では、厚岸町で漁業生産組合をつくってはだめなのかという話になるのですから、そうではなくて、漁業生産組合を当然つくっていいのですよね、当然監督庁の許可さえ得れば。といった中では、そういうような生産組合ができたときに、漁業近代化資金を借りたいのだというときに、まずその入り口ではじかれてしまう、これは、やはり大きな問題だと思うのですよ。国や北海道のほうでは漁業近代化資金融通法に基づいて貸し付けられた資金に対して利子補給というのを受けるのに、厚岸町においても、その法に基づく条例というものがあるにもかかわらず、受けることができないというふうには当然ならないというふうには私は思うのですよね。今がないからといっ

て、いいんじゃないくて、これからの漁業形態、いろいろな形態があると思うのです。では、そういうときにも対処するというものが当然法の精神にものつとるし、また、北海道条例の精神にものつとった中においては、やはり条例の整備というものをしっかりしておかなければならないというふうに思うのですけれども、まず、このこについてどうなのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 厚岸町の条例につきましては、議員の質問にもございましたけれども、漁業施設の整備拡充を図り、もって漁業経営の近代化を推進しようとした漁業者の問いに対して、漁業近代化資金融通法に基づく近代化資金を貸し付けは融資機関に対し、予算の範囲内で利子補給をするということで、まずこの法律につきましては、法律にリンクしているものは北海道の利子補給がリンクをしています。これは必須な事項でございます。

厚岸町の条例は厚岸町の独自の政策で制定した条例でございますから、厚岸町の判断でその内容を決めることになります。そういう形になっている中で、今融資機関というのが指定されておりますのは現労働組合、それ漁業協同組合連合会、それから水産加工業協議会、それから水産加工業協同組合連合会、それと農林中金という、この五つの期機関が融資機関ということになってございまして、私どもがそういう対応をしている部分といいますのは、基本的には漁業協同組合、それから漁業協同組合連合会ということで、そういったものについて、今まで過去ずっと昭和45年からその利子補給というのはしてきますけれども、対応というのはそこが基本的には対象でもってやっているというふうな状況でございまして、そういう部分でいきますと、今、そういった対応が必ず必要かという、そうではないというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 ですから、今がないから必要ではないという論点ではないでしょうと。もともと当初昭和44年、法律第52号でできたときには恐らくこの生産組合というのはなかったと思うのですよ。そのときの法律に基づいてこれはつくられていますから、生産組合に対しての規定というものが当然なかったのかなと思うのですけれども、その後改正されて、国が助成法を融通法にかえてというふうには変遷をしてというのですけれども、そういった中で生産組合が入ってきた、生産組合をつくってもいいよというのはかなり後の話ですから、そこに対して対応しないというのはどういうものなのか。

仮に、それでは厚岸町内で生産組合をつくりました。国から漁業近代化資金を借りました。融資機関から借りました。そして国や北海道から利子補給を受けました。厚岸町ではなぜはじかれるのか、ほかの法律の中では当然、船をつくったときには利子補給を受けられるし、水産加工場が向上を改修したり、機械を買ったりなんかした者にも利子補給というものが厚岸町からも受けれるのに、なぜ漁業生産組合だけがはじかれるのかと、そういうようなことにはならないんでしょうか。それについて、いや、漁業生産組合は

はじくんだという判断なのでしょうか、教えてください。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 漁業生産組合につきましては、法律の制定当初から法律にございます。私どものその条例を制定する段階で、そこが除かれているということでございます。それとまず、漁業協同組合が近代化資金を漁業者に貸すということをする場合には、当然北海道が利子補給をしなければなりませんので、資金の枠、それから利子補給の枠、それらを事前に取りまとめをして、そういった調査に対応して、それらを取りまとめして、そういった中で整理がされていきます。ですので、すぐそれが出てきて、すぐ貸し付けという形ではなくて、前の年からそういったものの対応というのはやってくる中で、そういうことが出てきますので、その生産組合が本当にそういった手続をとって、きちとした振興局の水産課という形の中で、当然そういう認可の部分も出てきますから、そういったところとの情報は連携してとりながら、もしそれが本当に必要な部分であれば、そういったものに対して対応するということは当然考えられるところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 一番最初から余り時間を取りたくないの、次に行きます。

イとウなのですけれども、いいですね、総トン数が110トン未満、要は、これは改正し忘れていうふうに私だと思わさるのですよね。国が110トンから130トンに変えたときにあわせて、条例をただ単に変えるのを忘れていたというのが正直なところではないのかなというふうに思うのですよね。国のほうでは130トン以上で農林水産大臣が定めるというふうに定めているのですよ。それが漁業近代化資金を貸しつけるのですから。厚岸町がいくら何でも、例えば110トンから130トンまでの間の船をつくったときに、農林水産大臣の許可というのがないわけなのですから、どうなんだという話になって、これはきちんといろいろな法律の改正とかの中で、条例の改正というものは当然されていくのしょうけれども、漏れている部分というのは多々あるというのは私も理解しています。そういった中では、きちんと法ともあわせた中で、これについては運用をあわせていただきたいなというふうに思うのですよね。

また同じように、水産加工場を40人以下というのは、これが制定当時の基準としてあるわけで、ただいまだかつては来たことがないからということで、求められた状況もないというような中では、ないのだというふうに答弁しているのですけれども、ただ、やはりそれだっていろいろなものが想定されると思うのですよ。水産加工場が漁業近代化資金を借りてはいけないというふうにはなっていないわけですから、当然漁業近代化資金を借りることができて、漁業者だって個人であれば例えば昆布倉庫とかをつくることができるけれども、個人が何軒か集まって法人になった途端に漁業近代化資金がかりれなくなるという話にはならないと思うので、それが40人というごくごく低い法律とは、法律は300人ですから、そこに追いついていないというのは後々になって、この漁業の町厚

岸にとって、そして、これから漁業を、そしてその背後産業である水産加工業を一層振興していこうといったときには、やはりまずここはせめて法律で直すべきだというふうに思うのです。これもやはりさっきの110トンと同じように、要は意図はないという実際に300人くらいの大きな水産加工場が借りたこともなかったから改正がしなかったということだけだと思うのですよね、それ以上の意味合いというものがない、意図的に40人以下の小さな加工場だけを利子補給をするというようなねらいでつくられた条例ではないというふうに、私は思いますので、やはりこれについても改正というものが必要だなというふうに思います。まず、この2点についてどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 110トンから130トンという関係でございますけれども、これにつきましては、近代化資金と農林漁業金融公庫資金というのとのすみ分けがされているランクといたしますか、それが110トンだったものが130トンにというふうになって、それに基づいてその法律がそのように改正されているのだというふうに考えております。

私どもの条例でいきますと、そのただし書きの中で農林水産大臣が指定するトン数という形が規定されております。この130トンというのは法律上全国を対象にした法律なんですけれども、北海道につきましてはさんま棒受網漁業、それからサケマス流し網漁業というのは、農林水産大臣がそのとトン数を別に指定をしております。それは3年1回ずつやっております。それが200トン未満ということで、そういう指定をされておりますので、本部のところをそういうただし書きの中で全て対応できるという形になっておりますので、そういった改正は必要はないというふうに考えているところでございます。

それと40人以下の関係でございますけれども、これもその水産加工業の関係につきましては、先ほどの生産組合の関係と同様になると思うのですけれども、この釧路管内でも水産加工屋さんがこの漁業近代化資金を借りてという実績というのは、実はございません。水産業協同組合、厚岸町には以前はありましたけれども、今はございませんし、そういった関係から融資機関になる部分がなければ、この条例の対応ができないということになりますので、そういった意味からすると、今、現状はこの近代化資金というのは、この地域では漁業協同組合の組合員、それから漁業協同組合という中で運用されていると考えております。そういった意味、で加工屋さんとの部分とはすみ分けがされているのかなと考えておまして、そういった必要があれば対応は考えないといけないと思いますけれども、現状ではその必要はないと考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 水産の町厚岸において、漁業に関する多様な産業というものをあらかじめはじくようなものというのは、やっぱり私だといけないというふうに思うのですよね。加工業についてもなかったというのですけれども、例えば加工屋さんが何軒か集まって加工業の協同組合をつくって、そこが例えば冷凍倉庫をつくるのだとかといった場合であったときには、当然借りることができるんですよ。今、課長のほうから、そのときになっ

ならば改正をするんだというふうにとれるような説明ではあったのかなとは思うので、機敏な対応というものをお願いはしておかなければならないのかなとは思うのですけれども、ただ、自由経済において当然この条例自体が、そもそも第1条の中では漁業近代化資金流通法に基づくというような、法文言を入れてあるにもかかわらず、その法文言の趣旨とか対象範囲から漏れてしまうようなものというものはどうなのかなと。確かに法では、市町村の利子補給を義務はしておりません。でも、これ農業だって同じようなことなんですよ。農業経営の利子補給、通常L資金というのか、よく言われるような資金、あれは利子補給期間が25年とか、最長は25年ぐらいだと思うのですけれども、予算の債務負担のやつを見ても大体そのくらいかなと私は理解したのですけれども、あれは確かに国のと北海道が、その後整備拡充して、たしか平成24年度からは市町村の利子補給というものがなくなったようには理解はしているのですけれども、ただ、その前までは当然そのものに基づいてずっと利子補給してきた、これは次の5年というような対象のところでの質問にもなるのですけれども、そういった中では、やはり法の趣旨、北海道にならう趣旨、そして条例の趣旨というものを考えたときには、そこにならっていく、直していくというものがやはり考えてほしいなと、考えなければならないなと。

今後いろいろな事業者があらわれたときに即座に対応できる、即応でき産業振興である町であるというふうに私だと思いたいので、やはりそれらに対していつでも対応できるような条例の整備というものが必要ではないのかなというふうに思います。

次に、オとカですね。5年という根拠、根拠としては非常に薄いですよ。5年というものの明確な根拠はこの答弁で全然わかりませんでした。ただ、予算が多くなるから利子補給の町の負担する額が多くなり過ぎてしまうから、5年にしているんだと。これが7年だってもいいわけだし、10年であってもいいわけだったんでしょうけれども、当初は3年から始まって5年で終わって、それがいつ5年になったのかというのはなかったと思うのですけれども、ずっといまだかつての5年だと。これもやっぱり国の法律とかでは15年なんです。農業の先ほどのL資金の25年と比べたら、漁業のほうはどんなに長くても15年ですから、漁業協同組合のほうは20年というふうには別規定はあるのですけれども、漁業者等が借りる場合については15年。本当によく浜から言われるのですよね、農業はいいよなって、恵まれていていいよないよなというふうには入れるんですけれども、こういうところでも差が如実にあらわれている。農業的には本当に恵まれていて漁業のほうは本当に恵まれていないのだなというふうになって、こういうところからも推し量ることができるのですけれども、ただ、厚岸町はやはりそういうように農業が厚い中でも、漁業の町に対して今までもいろいろな施策というものをやってきていただいてきておりました。当然そのことには私も敬意を払いまして、隣にいる理事の方も当然敬意を払っているものだと思うのですけれども、そういうような中において、この漁業近代化資金、最長の15年から3分の1しか町は利子補給しない。国や北海道は15年、最長でですね。中には貸出期間時代が7年とか5年とかいうものがある。5年のものに対して5年は満額でいいのですけれども、15年もの漁船をつくるとかといった場合については5年しか利子補給ができない、残りの10年というのは国や北海道は利子補給があるけれども、町の分というものは当然事業者が払っていく。利息を払うというのは当然だと言われれば、それまでなのですから、ただそうではなくて、やはり産業振

興といった中では、やはり考えていただくべきものだなというふうに思うのですよ。

厚岸町内で水産業に従事する数という率というのは大体23%ぐらいだなというふうに国勢調査のほうから推し量ったのですけれども、町内でも産業構成比率が一番多い産業です、水産業というものが。なおかつ、その背後には水産加工業もあります。また造船業もあります。商店、小売業などもあったといった中で、厚岸町においては非常に裾野の広い産業であると。そういったときに、少なくとも水産振興、漁業振興といった中で、このぐらいのというのは言いません、確かに年間の利子補給額も相当長くには上っておりますので、ですけれども、ただやはりそれは漁業という厚岸の町にあって当然そのぐらいの利子補給というものがありましたし、今後はそれについてもっと本当に拡充をしていってほしい。

何でこんなに強く言うかということ、やはり後継者の問題なんてずよね。漁業後継者が親が廃業とまではいきませんが、親がやっていたものを引き継いで新たにやる、漁船もつくらなければならない、昆布倉庫や何か、親がつくったものではもう何十年もたっていますから、中の乾燥機だとかえなければならないとかというときには相当な負担がかかると。そういうようなときに、農業のように担い手対策というものが国の制度自体でもあるのであれば、当然それはそれでいいのですけれども、漁業については残念ながら、大分整備はしてきておりますけれども、まだまだそこまでも追いついていないというような中においては、この新たに漁業を継ごうという子供たち、青年たちもやはり少なくとも希望を与えるというようなものは必要だと思うのです。それが総体的な担い手対策として何らかの対策を打つならばいいのですけれども、現状余りそういう担い手対策というものがされてきていないのかなというような中においては、やはりこういう利子補給というものを5年からどんなに頑張っても延ばしてもらうのは15年しか資金は借りられないわけなのですから、5年から15年に、これは何も国が10年に決めているやつを町がそれから上乗せして15年にしようと言っているわけではないのです。国や北海道はもともと15年利子補給をしている。それに対して町もそこに追いつくことというのは、この水産の町においては考えられるのではないかなというようなふうに思って、質問をさせてもらったのですけれども、このことについていま一度答弁をお願いしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 加工屋さんの40人以下、それが、今、300人以下というような部分で、そういうような意見が出てきたときにというようなお話はさせていただきましたけれども、この1.5%の利子補給というのは非常に後年度に町の負担が増えてまいります。そういったものが例えば漁船でも1億円の融資を受けた場合は、1隻の船で最初は百三十・四十万円位の利子補給金が発生してきます。15年後になって終わりますけれども、それを全部合計すると1,100万円というような大きな金額になってまいります。ですので、漁船の場合もそうですし、それから加工業者さんがそういった大きな資金を借りて、そういう近代化資金を使ってやるというような形の話になった場合も、非常に大きな財源が必要になるというようなことになってまいりますので、そこはやっぱり事前

にいろいろなその協議があると思いますので、そういった中でよく検討していかなければならないというふうに考えております。

それから、農業の関係のＬ資金でございますけれども、もともとは議員おっしゃられるように融資、償還期間ずっとその償還をするようなものでございましたけれども、今は５年間の利子補給ということになっています。それ以降は利子補給はなくて、全額借りた農家さんの負担という形になっておりまして、それが平成23年の貸し付けの分から、そういったような取り扱いに変わっております。ですので、農業のほうについては北海道の利子補給の補助制度と抱き合わせでもって利子補給をしておりまして、ずっと20年のものであれば20年、25年のものもありますので、25年利子補給をしているという状況もありますけれども、今の主体はこのＬ資金でございますけれども、これは５年間の利子補給という形になってございまして、そのかわりにその５年間は無利子という形になっておりまして、そういう状況になっておりますので、財源があればそういった対応というのは考えられると思いますけれども、この独自の政策でのそのものについては、財源もございませんので、その割に金額も大きな金額を毎年予算化しているような状況もありますので、この辺は慎重に検討しなければいけないというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） ６番、堀議員。

●堀議員 なるほど。そうすると農業のほうは、以前はということの中で、今、予算書の中ではですね、なるほどね、今はそうすると５年だけは無利子で、では５年以降当然償還というものはある中では、農家が負担していくと、大変ですね。なるほどね。

ただ、やはり厚岸町は漁業の町といった中で、隣の町浜中町では、漁業近代化資金、これは国と同じく15年や国の期間と同じふうにしておりますよね。私一番いいところと言っては隣の町なんですけれども、ただ、隣の町がやはりそのように漁業近代化資金を最長まで最大限見ているというような中において、隣町であり漁業の町厚岸において見られないのはどうなのかなと。本当に漁業に対して理解と力を入れてくれているのかいうふうに心配になる部分ではあるんですよ。やはりそういった点では先ほど課長のほうでは当然予算的には大分かかるかもしれません。ただ、漁業近代化資金の場合は上限金額だっけずっと低いというか抑えられるわけですよ。３億円とかかかっても、１億円までしか借りられないとか、そういうような上限というものがあるわけでは、設備においてどんなに高いもの、例えば20億円とか30億円の近代化資金が突然発生するなんてことは、当然ないわけなんですから、ある程度の上限というものがある中では、精算できるのかなというふうに思うんですよ。先ほどからも言ってますけれども、水産の町といった中では近代化資金のこの拡充というものが叫ばれている。

私、全然振れなかったのですけれども、後段のほうでは漁業協同組合から要望が上がってきているのだというようなことが答弁でもあるのですけれども、ただそれにしても動きが遅いなのがあるんですよ。私が聞いたところによると、漁業協同組合からこれらの話があったのは、昨年末だと聞いております。当然２月において、例えば昨年末に要望があって、当然検討というものがされたのでしょうかけれども、その結果経過と

いうものが何もないんだと言っていたのを聞いたんですよ、私は。そういった中では、少なくとも漁業を代表する団体から申し入れがあったものに対して、検討の結果をすぐに出せないならば、経過だけでも報告するというものは当然町と漁業協同組合との中においてはやられるべきではないのかなと思うのです。そういう心配も懸念もあったものですから、今回この質問をさせてもらったのですけれども、やはりもう少し隣町とはまた事情というものは当然違うというふうには私もわかりますとも、少なくとも厚岸町としてもっと水産業の振興というものに力を入れるべきところとして、この近代化資金の拡充というものを考えていってほしいなと思います。

あと約7分ほどだと思うので、次に進ませていただきます。コンプライアンス研修等についてに行かせていただきます。

私が、長々と金融庁の基準というものを述べさせていただいたのですけれども、自家人事のローテーションと私はこの例えば実際にコンプライアンス休暇ということで金融機関は、町内の金融機関でも沿っているというふうに私は聞いております。それは年次有給休暇でなくて特別休暇というような形でとられているというふうに私は聞いているのですけれども、違っていたら申しわけないのですがと思うのですけれども、ただそのように金融機関においては、既に、厚岸町内ではやられているのです。万が一事故等が最近多いですね、いろいろなところで着服や使い込み、そういうようなものが多く報道をされております。近場では道南のほうで給食費が流用というようなものもあったんですけれども、そういうのが役場内で発生したときに、受けるダメージというのは相当大きいというふうに私は思うのですよ。実際に厚岸町においてもそれらに類似した事件というものがなかったわけではないというふうに私は承知しておりまして、当然そのときに対処するべく体制というものをとられて、現在までに至っているというふうには思うのですけれども、やはり内部監査体制を整備していくというのは、組織としては整備を厳しくしていくというのは組織としてあるべき、進むべき方向ではないのかなというふうに思うのですよね。

1点目のローテーションと特別休暇については、相反するものだと思うのですよ。ローテーションがきちんとしていれば、きちんというか厳密でなくても短い間でお金をちょす人とか、管理職とかが全部動いていくのであれば、そのような内部監査というものの中で例えば、急にあなたはあしたから1週間来ないでくださいといって、全てのものを手をちょさないで、そのまま帰宅してください、明日から私方が全てのコンピュータや机の中も全て見させてもらうとかというようなものをやるのと、これは相反していると思うのですよ。基準さえきちんと守られて、それが実践されていけばそこまでなくてもいいんだというふうになると思うのですけれども、そうじゃなくて、やはり有用な人材、有用な場所で適材適所で人を使っていこうとしたときには、どうしてもやはり事故対策、防止対策というものがきちんにとらなければならないというふうに私は思うのです。

そういった中で、これは相反しているものだった中では、どちらかをやればどちらかがやらなくてもいいのかなというふうに私だと思うので、ただ、これはあくまでも本当に金融庁で、金融庁の場合は確かに何かがあれば、ほかの銀行に顧客が動けばいいわけなのです。町民は厚岸町でそのような事件事故があったときに、だからといって町

を動くわけにはいけないので、なかなか同じようにはならない、顧客がいなくなるということではないというふうにはなるのでしょうけれども、ただ、やはり信頼関係を損なえれば、その後の行政運営というものに多大な影響があるのではないのかなといった中では、内部観察いった中ではぜひとも、すぐにやれとは言いません、本当にこれは金融庁のものですから、私もあれなんですけれども、ただ似たようなもの、できるだけ内部監査体制というものを強化していくといった中では考えていってほしいなというふうに思います。

それで、あと最後ですけれども、研修ですね、答弁においては公金等の徴収など引き継ぎにかかわらず、公金を扱う人については研修を非常勤も含めてやっているという、ただ、その公金だけではなくて全ての倫理ですから、いろいろなものが当然あるわけですよ。臨時職員も嘱託職員も含めて、臨時職員というのは当然半年間ぐらいしか雇用はないわけなんだろうけれども、そういった中でも、それらの職員もやはり厚岸町の職員なので、厚岸町の職員としてしっかりとした倫理を承知して教えていく、これはやはり人事担当側としてはやらなければならないものだと、正職員だけはやって臨時職員や嘱託職員はやらなくてもいいというふうにはなりませんから、町民にしてみたら全てが町職員ですから、ぜひともやりそういった中では検討してというか、これについてはきちんと実践していってもらいたいなというふうに思うのですけれども、最後をお願いします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 短く答弁をさせていただきますけれども、倫理ににかかわる研修というのは当然正職員、あとは嘱託職員も含めての説明なども含めてやっております。臨時職員、非常勤職員まで研修の対象にするというのはなかなか難しい。ただ、いずれにしても、その部署その部署で臨時職員、非常勤職員に寄せるわけですから、それぞれの部署の中で決定するように指示をしてまいりたいというふうに考えています。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 漁業近代化資金の関係で、浜中町のお話がありましたけれども、水産の町の釧路市は1%で3年、それから根室市はこの独自措置ございません。羅臼もございません。そういうような意味合いのこともございますので、これらも含めて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、6番、堀議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午後4時49分休憩

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、8 番竹田議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ延長いたします。

8 番、竹田議員。

●竹田議員 さきに通告しておりました通告書に沿ってご質問いたします。

1 として、地域防災力の強化について、昨年12月消防団を支援する消防団支援法が成立施行されたことについて問います。

アとして、2013年度補正でも厚岸町のメリットは何かあったのか。イとして、来年度予算案が出ているが、それに沿った要望は出しているのか。ウとして、団員減少に歯止めをかけようとする全国自治体では、いろいろな工夫が見られるが厚岸町の取り組みについて、具体的にどう考えているのか、施策として、高校生の体験入団、団員OBの再入団、自治体職員の入団の裁量についてどうか。エとして、最近の地震・津波、そして異常気象など、将来にわたり地域防災力の中核として、欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を自治体に求めているので、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されたが、町としては十分なのか、何が足りないのか。オとして、退職報奨金、出勤手当引き上げの条例改正についてお聞きします。

2 として、福祉灯油について。

総務省では、本年3月分の特別交付税での必要な措置を講じる方向で検討すると報じられましたが、もし措置決定されれば、町として、現状上乘せの考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狹町長） 8 番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

なお、1 点目のご質問に対する答弁の前に、あらかじめお断りをさせていただきますが、ご質問にある消防団支援法については、昨年12月13日に公布・施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律であること。また、以下のご質問について、この法律に関連した消防団に関するご質問であると理解した上での答えであること。さらには、消防団に関しては、釧路東部消防組合の所掌事務であるため、私が町長として、この議会の議会の場でお答えできる範囲内の答弁になることを、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

それでは、1 点目の地域防災力の強化について、初めに、2013年と補正でも厚岸町のメリットは何かあったのかについてであります。昨年12月に成立した平成25年度消防庁所管の補正予算のうち、消防団に関するものとしては、消防団の装備・訓練の充実強化にかかわる予算が30億円計上されておりますが、その内容を見ると、国が市町村に対して無償貸し付けする救助資器材を搭載した消防ポンプ自動車を整備するための予算と

なっていることから、厚岸町への直接的なメリットはないものと認識しております。

次に、来年度も予算案が出ているが、それに沿った要望は出ているのかについてであります。

平成26年度消防庁の予算案には、平成25年度補正予算と同じく消防団の装備訓練の充実強化にかかわる予算が3億7,000万円計上されておりますが、これは、国が消防学校に無償貸し付けする救助資器材を搭載した消防ポンプ自動車を18台整備するための予算であり、また、2億2,000万円が計上されている消防団の充実強化にかかわる予算についても、国が行う消防団入団促進キャンペーン等の消防団の入団促進策や研修の充実にかかわる予算であって、新たな補助金制度や交付金制度の創設による予算でないことから、この予算に対し厚岸町から要望することはないものと考えております。

また、このほかに消防団等の活動拠点施設の整備として、緊急防災・減災事業債や消防防災施設整備費補助金が予算として確保されているとのことでありますが、これについても、現時点での要望は考えておりません。

なお、いずれにいたしましても、国に対する事業要望は、国会での予算成立後、新年度が始まってからであることをご理解願います。

次に、団員減少に歯どめをかけようとする全国自治体では、いろいろな工夫が見られるが、厚岸町の取り組みについては具体的にどう考えているのか。施策として、高校生の体験入学、団員OBの歳入団、自治体職員の入団の裁量についてどうかについてであります。まず、厚岸消防団の定員については、平成24年6月の条例改正により、200人から185人に改められております。現状では、資料にあるとおり、この185人の定員に対し174人で、定員を満たしてはいないものの、この5年間の推移を見ると大きく減っている状況にはないことをご理解願います。

なお、厚岸消防署に聞いたところ、消防団員の確保に当たっては、これまでも消防団幹部及び分団幹部等による各地域の若者への入団勧誘、企業訪問による勧誘などを行ってきたとのことであります。

ご提言の高校生の体験入団と消防団員OBの再入団についてであります。高校生体験入団は現実的に難しいとのことであり、消防団員の再入団についても、釧路東部消防組合消防団員の定年等に関する要綱で、団長が70歳、副団長が68歳、分団長以下が65歳とそれぞれ規定されているため、これもまた現実的には難しいとのことであります。

また、自治体職員の入団については、確かに昨年11月の総務大臣からの所管やその後の消防庁通知の中で、特に地方公務員の消防団への加入の促進に積極的に取り組んでいただきたいとの記述がありました。しかし、災害時の役割分担、対応の違いなどを考えますと、実際に消防団員としての町職員の出動は、勤務時間外における火災の訓練、警戒、消火活動に限られると考えられるため、厚岸町としては、職員に対して積極的な勧誘は難しいとは考えますが、大臣の書簡等について、職員に周知をしてまいりたいと考えております。

次に、最近の地震・津波、そして異常気象など、将来にわたり地域防災力の中核として、欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を自治体に求めている中で、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されたが、まちとしては十分なのか、何が足りないのかについてであります。消防庁からの通知

では、消防団の装備の充実として、２月に改正した消防団の装備の基準に、新たにライフジャケット、エンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用のために用いる個人装備、資器材や、双方向の通信伝達手段を確保するためトランシーバー等を盛り込むとともに、これらの安全確保装備や救助活動用資器材を中心に、地方交付税を大幅に拡充することとしているとのことでありますが、国の予算の成立前であり、また、地方交付税の内容の詳細が明らかにされていない段階で、お答えすることができないことをご理解願います。

なお、厚岸町では、国の予算の拡充にかかわらず、消防団員のライフジャケットを初めとする装備品や備蓄非常食、災害拠点用エアテントの配備に対する支援を行ってきていることを申し添えます。

次に、退職報奨金、出勤手当引き上げの条例改正についてであります。ご質問は、釧路東部消防組合消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例に規定されている水火災、警戒及び訓練出動にかかわる費用弁償並びに退職報奨金の引き上げに関することであると理解いたしますが、釧路東部消防組合によると、退職報奨金については、本年４月から全国一律に５万円が増額されることになっているとのことであります。なお、各種出動にかかわる費用弁償の額の改定については、この条例が釧路東部消防組合の所管であって、条例改正についても釧路東部消防組合議会の審議を経て議決されるものであるため、ここではお答えすることができないことをご理解願います。

続いて、２点目の福祉灯油について、総務省では、本年３月分の特別交付税での必要な措置を講ずる方向で検討すると報じられましたが、もし措置決定されれば、町として、現状上乗せの考えはあるのかどうかについてであります。２月１３日の衆議院予算委員会において、総務省では、現在灯油購入費を含む原油高騰対策の地方団体の財政需要について調査を行っており、地方団体の実情を把握した上で、これは３月の特別交付税で必要な措置を講ずる方向で検討してまいりたいとの所見を申されております。

しかし、今年度の町の福祉灯油購入助成事業は、２月２０日で終了しており、会計年度が３月末までとなっていることから、対象者への再周知、申込期間、審査期間、利用期間、灯油取扱店が町に対して請求する手続の期間も考慮し、上乗せをする予定はありませんので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員）　８番、竹田議員。

●竹田議員　消防のほうの部分について余り深くしないようにしますが、厚岸町として、釧路東部消防組合への支援をする側として、いろいろな町民にとっての、また町にとってのメリット、方向性があるという観点から、そういった立場で消防組合のほうに町側としていろいろとお話をしたり、アイディアを出したり、お願いをするという立場はあるように認識しているのですけれども、それは間違いありません。

●議長（音喜多議員）　総務課長。

●総務課長（会田課長） 釧路東部消防組合もやはり一事務組合という全く違う組織の中で、それぞれ厚岸消防署、浜中消防署、それと釧路消防署、それぞれございます。その中でいろいろと話し合いがされて、それで町に対する支援を求める場合には、要望を行うという形でありますから、釧路東部消防組合のほうから予算上の要望があった場合には、できる限り町としてはこたえているつもりでありますので、今後もそのような形で進めていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 だから、そういう立場であってメリット性がある方向でお願いをするということは町側にはできるのですよねということです。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） それは可能であるというふうに考えています。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 そういう上から深くは申しませんが、柔軟性、アイディア、要望をどんどん出して、これからも住民を守る消防団として活躍して行ってほしいという観点から、当然ではありますし、そんなことを言われなくてもわかっているぞというふうに言われるかもしれないですけども、ありとあらゆる多種多様の中から、いろいろなアイディアというのは生まれると思うので、これからもぜひそういった面でメリット性のある方向性でアドバイスをしていく町の姿勢というを変えていかないで、どんどん出して行ってほしいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 今、議員から言われたご提言について、今後も引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。何といたっても厚岸町、さらには消防、この二つがかみ合って防災ということが可能になるというふうに思っていますので、今後とも協力をして進めてまいりたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 町職員の方にも一般質問でライフジャケット、要するに命を助かるという部分については、非常に可能性等は低いんだと。しかし、ライフジャケットを身につけると、浮くという部分については1%でも可能性がある限り、可能性に向けたいろいろな取り組みしていこうということで、一般質問でも町職員にということを提案をさせていただきます。今回は新たにライフジャケットが消防に用意されるということなんですけ

れども、このライフジャケットについては、全団員なのか、その部分についての数なんですけれども、どのようになっているのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 消防からお聞きしましたところ、平成25年度、26年度で全団員にライフジャケットが配備されるということでお聞きしております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 このライフジャケットの部分で全員に配備されるということなんですけれども、取り扱いですね、常時自分が持っているのか、それとも都度、その場所に来てそこから持ち出してという形なのか、どちらなのか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 大変申しわけないのですが、そこまではちょっと聞いておりません。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 地域防災力の効果についてということで、1については終わりたいと思います。

2点目の福祉灯油についてなんですけれども、確定ではないことについてお聞きをしているので、大変質問するほうも質問をされるほうに苦慮すると思うのですが、財政的な支援として厚岸町が単独で行っていると。この支援については、2007年、2008年の2カ年で、灯油の市町村に対しての支援ということで、国が一度行っているというふうに私はとらえております。その中で、今回厚岸町はこの灯油はその後引き継いでずっと単独でやられていることについて、大変ありがたいというふうに思っているのですが、答弁にもありましたとおり2月20日で終了しており、会計年度が3月末になっていることから、これから対象者への周知、申込期間、審査期間、利用期間については上乘せする予定はないと、この部分ではないのかもしれませんが、棚からぼた餅みたいなお話なので、もし棚からぼた餅の3月末に補正が国でされて、町村に配布された場合に限ってお聞きするわけなのですが、もし、そうなったときに新年度でも、まだこの道東の厚岸は寒いんです。これからも使用はできると思うので、その分を考慮して上乘せがあった場合に、個人への灯油の支援をするという考えは別にまだないのか、お聞きします。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 過去に国が手当てしてくれた分については、早い時期からすることができて、それに対して厚岸町でも増量した経過があって、それについては、今後行うものとして、そういった財源を見込んで実施できたというふうに承知しております。今回の場合は、既に支出事業は終わってしまってるという中で、新たにその上乗せした部分が、あるいは上乗せする部分が、今、国で措置しようとしている内容に合致するものかどうか、まだわからない状況であるのですね。ですから、そういう中で、今、担当課としてはなかなかお答えしにくいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

●竹田議員 架空の話なので、これも長くはできませんので、これで終わりたいと思います。

総務産業常任委員会のほうにも、ぜひ国の動向等を踏まえて、この厚岸町にもそういう伝達があった場合において教えていただきたいと。その上で、どういう使い道をするのかというのを検討していただきたいというふうにも思いますので、どうかその辺もよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） このたびの特別交付税の措置の国の考え方をちょっと私から申し述べさせていただきたいと思います。

総務大臣が今後、今、調査中であるということを申し述べておりました。ということは、その時点でもう調査がされていたということでありまして、道からは2月の14日に紹介がありまして、2月の18日の時点で、その上乗せの予定があるものについて、今回特別交付税の措置の対象になるというスケジュールでありました。ですから、その時点で上乗せ厚岸町の予定があるという状況でなかったものですから、今回の特別交付税の措置の対象にはならないというふうに考えております。

ちなみに、過去の特別交付税の措置の状況ですけれども、福祉灯油にかかった部分についての50%が特別交付税で措置されたという状況でありました。

以上であります。

●議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

●竹田議員 そういうお話ですということなので、まだ決定はしていないのですよね、どちらにしても。だから、町側としてメリットのある臨時的な交付がもしあったときには、ぜひ上乗せの検討をしていただきたいというふうに申し添えて終わりたいと思います。よろしくお願いします。

●議長（音喜多議員） 答弁は。

●竹田議員 要ります。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（会田課長） 先ほどのライフジャケットが団員に配備されることで、ちょっと消防のほうから確認しました。自宅に備えて、有事の際に着用して出動するというふうなことになるそうでございます。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 私のご答弁が十分でなかったと思いますけれども、簡潔に言いますと、今回の調査時点では、厚岸町は上乘せという予定がなかったものですから、残念ながら今回の特別交付税の措置の対象にはならないということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。

●竹田議員 はい。

●議長（音喜多議員） 以上で、8番、竹田議員の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時14分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年3月6日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員